

## 平成24年第3回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成24年6月14日（木曜日）

---

### ○議事日程

平成24年6月14日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1 番	齊 藤 旭 君	2 番	山 根 祐 二 君
3 番	中 林 堅 造 君	4 番	河 杉 憲 二 君
5 番	松 村 学 君	6 番	土 井 章 君
7 番	弘 中 正 俊 君	8 番	大 田 雄 二 郎 君
9 番	久 保 玄 爾 君	10 番	山 田 耕 治 君
11 番	重 川 恭 年 君	12 番	山 本 久 江 君
13 番	藤 本 和 久 君	14 番	田 中 敏 靖 君
15 番	高 砂 朋 子 君	16 番	今 津 誠 一 君
18 番	山 下 和 明 君	19 番	横 田 和 雄 君
20 番	田 中 健 次 君	21 番	木 村 一 彦 君
22 番	三 原 昭 治 君	23 番	青 木 明 夫 君
25 番	行 重 延 昭 君	26 番	佐 鹿 博 敏 君
27 番	安 藤 二 郎 君		

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君																						
教	育	長	杉山一茂君	代	表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君														
上	下	水	道	事	業	管	理	者	浅	田	道	生	君	総	務	部	長	阿	川	雅	夫	君						
総	務	課	長	末	吉	正	幸	君	財	務	部	長	持	溝	秀	昭	君											
生	活	環	境	部	長	柳	博	之	君	健	康	福	祉	部	長	清	水	敏	男	君								
健	康	福	祉	部	理	事	江	山	浩	子	君	産	業	振	興	部	長	吉	川	祐	司	君						
土	木	都	市	建	設	部	長	金	子	俊	文	君	入	札	検	査	室	長	福	田	一	夫	君					
会	計	管	理	者	亀	重	正	勝	君	教	育	部	長	藤	井	雅	夫	君										
農	業	委	員	会	事	務	局	長	堀	浩	二	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	高	橋	光	之	君
監	査	委	員	事	務	局	長	永	田	美	津	生	君	消	防	長	永	田	眞	君								
上	下	水	道	局	次	長	大	田	隆	康	君																	

---

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永亨仁君 議会事務局次長 末岡靖君

---

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。9番、久保議員、10番、山田議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、25番、行重議員。

〔25番 行重 延昭君 登壇〕

○25番（行重 延昭君） おはようございます。明政会の行重でございます。通告に従いまして質問させていただきます。どうぞ、明快な回答をよろしくお願いを申し上げます。

今回は、私の専門分野でもあります農業関係についての質問に終始するかというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

なお、具体的な質問に入る前に、農業に関しての情勢、また、私の思い等を若干述べさ

せていただき、理解をお願いしたいと思います。

今日の日本農業を脅かしているのがTPP（環太平洋連携協定）であります。これは、農業のみならず日本の産業経済を恐怖に感じさせている大問題であります。例外なきすべての関税撤廃による自由競争の波の中へ引き入れようとするものであり、これは食料安全保障の崩壊、これにより地方の衰退をも招き、一方では国内の食料自給率の向上をうたいながらのTPPへの参加は、全くこれと逆の方向に向かうものでもあります。国が打ち出している農業の振興とは全く両立しないものであります。農業生産が激減することを予測され、これにより国土の破壊、自然環境への悪影響も大いに懸念されることは必至であります。

こういう中で、ごく最近の報道によりますと、TPP交渉参加について46の業界団体からの意見聴取の結果、1次産業や食品関連産業はもちろん、消費者、医療などの17団体が交渉参加に反対を表明、会計士や行政書士、税理士、労働組合など17の団体が懸念を示しております。合わせて7割に上る幅広い業界がそれぞれの観点から交渉参加への危険性を認識していることが浮き彫りになっているとのことであります。特に、医療関係では国民皆保険が守れなくなるなど、強い反対の意思表示もしており、反対意思表示をした団体とそれぞれが我が国の各産業経済に悪影響を及ぼすことは間違いなく、TPP交渉参加への反対の意思をますます強めてきていることを報じております。

また、6月は反TPP運動の月間として約40の団体がストップTPPを掲げて反対行動を展開することとなっており、行動が起こされております。私も農業団体の国民の一人として、強く、このTPPについて関心を強くし、参加反対の意思を表明しているところでもあります。

加えて、農業に関しては、日本にとって格別な思いを皆さんがお持ちであろうかと存ずるところであります。それは、古来からの農業は、日本の文化、経済を支えてきた稲、米、飯、御飯ですね、についてであります。

稲は、農家の営みであり、日本の歴史、農村文化の原点であります。祭りや芸能、伝統行事を盛んにしたのが、すべて稲作からの農民の姿でありました。稲作の環境が美しい山や木の自然環境、水の自然環境、生態系を守ってきたのであります。

そして、米は農業の持続と生計のための収入であり、かつては日本の経済を、地域経済を支え、流通や小売り、加工などの米のすそ野にたくさんの人が携わって生活してきたのであります。

また、飯、御飯であります。人々の命の源である食生活の中心にあり、かつての白い飯が食いたいという言葉、遠足のときのおにぎり、大病の後のおかゆ、喜びの日の赤飯、だれ

もが思い出の中に飯、いわゆる御飯を持っております。

このように、それぞれの顔を持ちながら稲、米、飯は、実は一つのものであります。そういう中、それをばらばらにして米だけを商品として扱おうとするのが市場開放を求める議論であります。米粒であればどこの国で生産されたのでもいいという考えがＴＰＰであります。稲、米、飯への感じ方には、それぞれ多様ではありまじょうが、日本人の人間性をつくり上げ、伝統の日本文化をつくり上げてきたことは間違いのないところであります。

戦後の例としては、自由貿易により、かつて日本は豊富な森林を持ちながら、根と枝を切り落とした丸太を輸入するほうが効率的という発想から、途上国の森林を奪い、我が国の森林を荒廃させ、我が国の林業の衰退をもたらしているのは事実であり、だれしもが認めているところであります。米はよその国から輸入できても、稲、御飯の心は輸入できないのであります。

以上、農業に関しての若干の所見を述べさせていただきました。

それでは、具体的な質問に入らせていただきます。最初は、土地改良区の補助金についてでございます。

政府はこのたび新しい土地改良を閣議決定し、１、農を強くする、２、国土を守る、３、農村地域をはぐくむの３つを政策課題にとらえて、日本の農業の再生を目指すことを発表しております。このような中で、土地改良区のこれからの取り組みを、一段と農業の再生に向けて気持ちを新たにする必要に迫られております。

引きかえ、そういう中、土地改良区の運営は、かつては事業の取り組みに際しての相応の事務費補助がありました。今ではそれもほとんどなく組合員の賦課金でやれやっとの運営であります。組合員の賦課金による運営が基本原則であることは十分認識をしているところでもあります。また、４年に一度の総代の選挙となれば、負担金の拠出もままならないというのが実態の改良区もあります。

そこで、土地改良区が公的な機関であり、これが運営に関して逼迫している改良区もあることからお伺いをいたします。

初めに、現在、土地改良区へ補助金が出ております。運営補助金３５６万円、新年度予算です。水路しゅんせつ委託料２，１３１万円。この補助の根拠をお示しいただきたいと思っております。あわせて、市内の各土地改良区へ対する補助金の金額をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ２５番、行重議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。（発言する者あり）

○２５番（行重 延昭君） 農業公社の件もありますが、この土地改良区の件、まだたび

重なって質問がございますので、一たん途中で、ここでお聞きをして、引き続き土地改良区の質問をお願いしておる予定であります。よろしゅうございますかね。

○議長（安藤 二郎君） はい。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 産業振興部でございます。農業振興について、土地改良区の補助金に関する質問についてでございます。

防府市内には、議員御承知のとおり、7つの土地改良区が設立されておりまして、それぞれの地区におきまして土地改良事業の実施や農道、水路、ため池などの農業用施設の管理、保全を精力的に行われ、農地保全や水源の涵養、災害の防止に御尽力をいただいているところでございます。

これら各土地改良区へは、御質問のとおり、市がそれぞれ補助金を支出しております。平成24年度予算での補助金の額についてでございますが、改良区を運営するために防府土地改良区に年間約240万円、それから佐野堰土地改良区に年間6万円、このほかの土地改良区には年間3万円をそれぞれ補助金として交付をいたしております。

それから、佐波川総合堰の管理費として、防府土地改良区へ年間約100万円弱を補助金として交付しております。このうち防府土地改良区への補助金が、他の土地改良区と比べ、かなり金額が大きいということになっておりますけれども、これは防府土地改良区が管理する水路の上流部分が市街化区域でございまして、このため都市排水機能の管理などに多大な労力を要する、そういう点を考慮いたしまして、金額が大きいということになっているものでございます。

それから、しゅんせつの費用でございます。水路のしゅんせつ、これは委託料という形で交付をさせていただいておりますが、まず、防府土地改良区、年間約1,900万円を計上いたしております。それから、そのほか金波土地改良区約80万円。すみません、端数はちょっと切り落とし、もしくは切り上げでお答え申し上げます。牟礼土地改良区が約11万円、それから小野土地改良区が約40万円、それから玉祖郷土地改良区約10万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） 土地改良区への運営補助金の管理、しゅんせつ等の委託料、あわせて今お聞きしたところではありますけれども、相当の金額の差が今の発表の中では感じられたところであります。この改良区の補助金の差については、規模とかいろんな諸条件が絡んでおることだとは思いますが、土地改良区に対する補助金が農業費から出すと、出るということにつきましては、それぞれの改良区の農業振興の実態に照ら

したものであるべきだろうというふうに私は感じます。

参考までにお聞きをいたしますが、各土地改良区の農用地面積、そのうち第1種農地、甲種農地の面積がそれぞれわかればお伺いしたいと思います。と申しますのは、この第1種農地、甲種農地を中心とした農地が農業振興を第一に図る農地であるわけでございます。お聞かせを願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 各土地改良区ごとの農業振興地域の面積及び1種農地、甲種農地の面積についての御質問でございます。

防府土地改良区が312ヘクタール、それから——これ、農業振興地域の面積でございますね。防府土地改良区が312ヘクタール、小野土地改良区が291ヘクタール、佐野堰土地改良区が399ヘクタール、大道土地改良区が431ヘクタールとなっております。

それから、そのうち1種農地及び甲種農地の面積についてでございますが、まず、市内で圃場整備を施工いたしました切畑、小俣、岩淵地区、それから基盤整備事業を施工いたしました上田開作、真鍋開作などの農用地、約607ヘクタールが、いわゆる1種の基準でございます10ヘクタール以上の集団農地であるという基準の該当になります。

それから、市街化調整区域内で圃場整備などの農業公共投資後8年以内の土地、これが甲種農地ということになるわけでございますが、これにつきましては、現在は該当がございませんが、現在、圃場整備を行っております上り熊地区の約39ヘクタールが甲種農地の対象と、これからなるということでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） 重ねて申し上げるようなことになりましたけれども、やはり農業を振興する意味からの補助金ということであれば、当然、この各土地改良区の保有する、管理する、維持管理をしておる農地、ましてや第1種農地、甲種農地を抱えておるところに、もっと手厚く農業振興の補助金を支給するのが妥当ではなかろうかというふうに思っております。

聞くとおるところによりますと、何か昭和46年の市街化区域、調整区域の線引きの折に防府土地改良区さんあたりとの約束事もいまだに尾を引いておって、この補助金のほとんどを一つの土地改良区に配分をされておるとおられるというような実態も耳にしておるところでございますけれども、その辺はいかがでございますか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 昭和46年でございますか、防府市都市計画に係る申

し入れについてという、当時の土地改良区のほうから市のほうに文書が出ております。それを受けまして、市のほうといたしましては覚書という形で、当時の土地改良区と当時の防府市長との間で覚書を交わしているということがございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） 今ちょっと聞き取れなかったんですが、土地改良区からの要望に対する覚書か何かですか。（発言する者あり）そういうことですか。わかりました。

個別の団体から個別にいろいろな要望が出て、はい、そうでありますという形でこの協定みたいなものが延々と続いておるんじゃないかなろうかというふうに思いますが、当然市街地を抱えておる土地改良区さんは、やはり、市街地を流れる川の管理等については一般住民の汚水処理等も含めた管理になるのは当然でございますけれども、当時、40年前と比べると、今は下水道事業も市街化区域内は七、八割はもう整備されておることになれば、むしろ周辺地区の農村地域の住民の後始末をしておる土地改良区のほうが、よほど苦勞をしながら管理をしておるのが実態であるわけであり、まさしく山を越え、野を越え、やぶをくぐって、毎年、農民が、住民の生活排水が流れる川を用排水路として利用しておるという観点から、本当に苦勞しながら管理もしておるところであります。

そういう面から、初めにありました井手の管理とか堰の管理等も若干、今、言葉の中に出てきたわけですがけれども、周辺地区も佐波川の管理の直接、恩恵は受けないにしても、大変なため池等を抱えております。大きいため池からこまいため池の管理、これも本当、国土保全の一翼を担うためにも、大雨が降れば、かっぱ着てため池へ上がる、日照りになりゃ、すぐ上がって、また水を流す、そういう苦勞をしながら、調節しながら、本当に農業維持のためではありますけれども、あわせてこの国土保全の一翼を担っておるのがこの土地改良区の大きな役目であるわけでございまして、この点を今後十分認識をいただいて、この補助金を公平に、事業内容を十分分析されて、公平に支出をできるように、お考えはないか、お聞きをしておきます。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 土地改良区の皆様におかれましては、先ほども申し上げましたけれども、それぞれの地区におきまして農道、水路、ため池などの施設の保全に、本当に精力的に御尽力いただいております。頭が下がる思いでございます。

補助金の額につきましては、先ほど御質問の中にもございましたけれども、土地改良事業における国、県の事業費の見直しによる事務費の削減、それから受益地である農地の大幅な減少等、土地改良区を取り巻く環境が年々厳しくなっているというふうには十分認識

しております。また、土地改良区の事業内容も長い年月の間に大分変わってきておりますし、防府土地改良区以外の改良区の補助金につきましても、10年以上見直しを行っていないという事実もございます。現状では、大幅な見直しを一気にやるというのはなかなか難しいとは考えておりますけれども、各土地改良区の状況等を調査いたしまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） 周辺土地改良区から見れば、申し上げましたように事業内容をしっかりと分析すれば、おのずと公平な配分になってくるんじゃないかならうかという思いがしております。既存の補助金の額を減らすんじゃないしに、少ないところを大きいほうへ合わせるというぐらいの意気込みでもって、見直しをぜひお願いをここでしておきたいと思っております。

周辺地区におきましても、もう一言申し上げておきますけれども、市街化区域を抱えた地域もあり、むしろこの下水道の管理のほうが市街化区域の整備された水路を清掃するよりか、もう胴靴を履いて、どぼどぼ歩きながら何十人もが並んでしゅんせつをしておるのが実態でございます。そういう面から見れば、まちなかを流れておる水路は、本当、ほうきでさらっと流せば、我々から見ればきれいになる程度の川であろうかというふうな気もしておりますので、その辺の比較も十分ひとつ御認識をいただき、今後、検討していただきたいということを要望させていただきたいと思えます。

それから、これは直接土地改良区の運営には関係ございませんが、市内に、いわゆる事業所からの下排水の件でございますが、特に食料を扱う事業所等からの汚水の状態が、我慢の限界にきておるといふようなところも実はあるわけでございます。これも今、申し上げましたように、農業者が本当、長靴じゃないしに、胴靴を履かんにゃいけんといふようなところを、悪臭と闘いながら泥上げをしておるといふところが、実はお聞きしておるわけなんですけれども、こういう事業所の排水処理機能について、市のほうで検査なり、また立ち入りして指導をするといふようなことはできないものでありましょうか。お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 事業所からの汚水排水に対する指導、チェック体制等についてのお尋ねでございますが、事業所からの排水についての規制につきましては、水質汚濁防止法や山口県公害防止条例の適用がございまして、規制の対象となっている事業所につきましては排水基準が設けられております。また、規制の対象とならない場合にっ

きましても、浄化槽を設置されている事業所につきましては、浄化槽法に基づきまして適切な管理を行う必要がございます。この水質汚濁防止法及び山口県公害防止条例及び浄化槽法につきましては県の権限でございます、県の権限におかれて指導・監督されているところでございます。

いずれにいたしましても、住民の方から污水排水に関して御相談がございましたら、まずは現地確認を行いまして、市としましても県と連携して、適切な指導に努めているところでございますので、御理解いただくようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） 県のほうにある程度の管理責任もあるんじゃないかというようなお話でございました。また、いずれ現地の関係の方と協議をいたしまして、またその集約したものを県のほうへ、また市のほうから上申なりの手続をまたお願いをすることになろうかというふうに思いますが、その折にはひとつよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

以上で、土地改良区の補助金関係につきましての質問を終わります。

次に、農業公社についてでございます。

当公社の設立に関しましては、当時、議会で大変な議論が伯仲し、私も全面的に事業内容に賛成しかねて、各方面からその後、かなりの批判、おしかりを受けたことが今、思い出されるわけでございます。

そういう中、公社は防府市の農業振興の拠点として設立がなされたことと思います。防府市におきましても、多種多様な農業経営体があり、これまた、あわせて多種多様な農産物が生産されておりますが、さらなる農業振興を目指して設立された農業公社であります。この運営と農業政策との整合性は並行していることと思っておりますが、以下、御質問に入らせていただきます。

防府市の農業振興の基本的な政策についてでございますけれども、その一つに、それは一昨年農地法の緩和策であります、3条資格の下限面積が見直されて、それぞれの市に裁量が与えられたんですけれども、私はその折、農業委員として二、三人の委員とともに、かなりこの見直しに強く反対してきたところでありますが、この見直しに対して、その折、防府市のこれからの農業政策の方向との整合性がある程度求められたと思いますが、このことについて農業振興の面からと3条資格の見直しの面との兼ね合い、どのような協議がされたのか、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 申しわけありません。ちょっと御質問の趣旨、もう一

度、申しわけございません、お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） この見直しが、農業委員会に権限がある程度付託はされたんですけれども、しかし、個人の持つ農業者としての資格の下限面積、5反であったわけなんですけれども、2反、3反と見直すという案が出されて、私はむしろ5反より1町に増やせというような意見も、そのとき申し上げたんですけれども、その折に、これの見直しについては、それぞれの市の農業政策との整合性がある程度緩和された上で見直せという項目もあったやに記憶しておるわけなんですけれども、その面について、どのような協議がされたのかという質問でございます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 通告をいただいていた内容と著しく違う御質問でございますので、私どもとして、今の御質問に対する答弁の準備ができておりませんので、お許しをいただきたいと存じます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） 私とすれば、いわゆる農業振興についてということで、余りにも大まかなタイトルではありましたが、この農業公社の運営については、やはり市内の農業政策との、先ほど申し上げましたように、平行線につながるものであろうかという観点からお聞きしたわけなんですけれども、よろしゅうございます。いずれの、そういう協議があつて、結局、見直しがされて、大道地区と右田の佐野、小島地区だけは従来の5反の下限面積を維持したところでございます。

そういう中でありますが、1次産業であります農業は国の政策に大きく左右されることであります。国は、規模拡大と組織経営の方向を打ち出しております。この3条資格の見直しは、これと逆行するものであり、結果的に小規模農家の増大につながったものであります。国は農地の大区画化、汎用化による農業の体質強化に向け、地域の中心となる経営体への農地集積による大型農家の育成、組織経営による農業の体制づくり等を目指しているところであります。

そこで、農業公社は小規模農家の対象事業として、農作業の事業展開もさることありますが、あわせて地域の農業体制の構築に向けての担い手の育成、市内の土地条件に合った農業体制の構築、防府市の特産物等の育成等、ソフト面での事業体制を確立し、自立できる農家の育成などにも公社の事業を展開してはいかがでありますでしょうか。お考えをお聞きいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 農地の集積につきましては、国の施策ということで今、市のほうでも農協と協力してそういう事業を進めているところでございます。

一方、いわゆる小規模農家の、何ていうんですか、いわゆる耕作放棄といいますか、農地の荒廃も一方で進んでおるところでございまして、今現在、農業公社が行っております事業というのは、基本的には農地の荒廃を防ぐというところに比較的重点がいつているかというふうに考えております。

実際に、いわゆる農業公社のこれからの部分、今現在やっておりますのは農作業の受委託を中心といたしまして、担い手の育成、そういうものを中心に行っておるわけですが、これから、後ほど質問に出るかと思いますが、いわゆる公益法人改革の流れの中で、今、議員御提案の面も考慮していかなくてはいけないというふうには考えております。以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） 今、部長から答弁ありましたが、後でもちょっとお願いをしようかと思っておりますが、やはりある程度の、農業というものは一市町で全くの方向転換というのは難しいものでございます、1次産業は。したがって、やはり国の施策を十分取り込みながら、その補助メニュー等を農家に十分に浸透させた上での農業経営の育成と、農家の育成ということにも十分な事業シフトを重ねてお願いをしておきたいと思っております。

引き続きまして、農業公社に対しての思いを若干述べさせていただきます。そういう面で、国の政策も昔から猫の目農政と言われておりまして、最近におきましても、品目横断的所得安定対策から水田経営所得安定対策等、大綱が本当、目まぐるしく変化をしております。こういうふうな大綱・施策に対応した、防府市に合ったメニューをより出して、重ねて申しますけれども、有効活用できる体制をお願いしたいと思います。

さて、現在までの公社の事業内容を見る限りにおきましては、無人ヘリの防除作業が主な事業内容になっており、ほかの農業機械での直接受託作業での農業振興への貢献度は少ないと思われます。ただ、農地保全の管理についてはかなりの努力をされ、実績も上げておられるところは認識をしております。

そこで、農作業受委託者協議会が実はあります。直接の受託作業ではなく、作業受委託のあっせんにこれを徹して、農家の方の保有する農業機械の有効利用の奨励を図ったかどうかというふうな気がしております。

なお、全体的には公社の収支計は健全のようではありますが、市、農業団体からの会費収入と農協からの出向職員の人件費に支えられており、実質公社事業での経営はいま一つとなっております。これは設立当初から、この会費と農協からの出向要員というものは見込

まれておったということではありますけれども、万が一、この会費収入の拠出、農協からの職員の出向が難しくなった場合は、果たして今の農業公社の経営が健全に維持できるかどうかは非常に疑問であろうかというふうに考えております。

それで、あと2点ばかりですが、お聞きしますが、今年の事業報告書に地域農業の担い手の育成を行ったとありますが、担い手の育成には、どのように具体的に事業を行われたのかお聞きをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 受委託に関する御質問からお答えしようと思います。

農作業の受委託につきましては、23年の実績では、受委託作業のうちヘリコプターの防除を除いた部分、全体の約190ヘクタールの57%、これを農作業受委託者協議会のほうへあっせんしております。残りの43%につきましては、公社職員による直接作業ということでございますが、受委託におきましても、やはり規模の大きい、小さい、あるいはやりやすい、やりにくいという部分もございまして、どうしても直接作業部分というのは残るということになります。現在、農作業の受委託のあっせんの方でお願いしております受委託者協議会のほうには、お持ちの農作業機械、そういうものにつきましては十分御活用になってるというふうに考えております。

それから、収支についてでございます。毎年、支出しております会費、それから防府とくち農業協同組合から出向されている職員の人件費につきましては、議員も御案内のとおり、当初からその2つについては、一応、どういうふうに申し上げましょうか、出すものということで確認をされているところでございますが、もし仮に会費収入がなかったとしたら、それから、JAからの出向職員の人件費をJAが出さずに公社のほうから出したとしたらということでございますが、これは相当経営につきましては厳しくなるというふうに考えております。

それから、この会費、それからJAからの出向職員の人件費以外に、事務局職員等の人件費ということで、設立当初から防府市が補助金を交付しておりますけれども、これにつきましては、御存じのとおり効率的な事業運営に努めました結果、平成21年度以降、年度末に補助金が全額返還されておりました、当初の計画の中からいけば、防府市農業公社の経営は健全に行われているというふうに考えております。

それから、地域の担い手、農業の担い手育成事業でございますけれども、これはかなり事業としては細いといえますか、いま一つ足りないという部分は感じてはおりますが、主には無人ヘリコプターのオペレーターの育成、それから技術向上のための教習施設への派遣、それから農作業受託者協議会会員の技術向上を図るための県の農林総合技術センター

で実施されております技能者養成所への会員の派遣ということを行っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） ありがとうございます。担い手の育成ということにつきましては、やはり新規就農の支援とか、始めたばかりの農業者に直接指導すると、経営指導するというようなことがこの担い手の育成に直接つながっていくんじゃないかというふうに思っております。

オペレーターの研修も、当然、このオペレーターの研修は、恐らく農業公社のヘリコプターを活用するための講習であったかと思えますけれども、育成であったと思えますけれども、これは個別農家の育成とは言わずに、農業公社の今後の育成のための研修指導であったんじゃないかというふうな気がしております。

そういうことで、やはり先ほどから申し上げておるように、やっぱり地域の個別農家の実態に合った経営指導というものを今後も続ける方向でお願いしたいというふうに思っております。

それから、あと1点でございますが、市街化区域内の農業公社による作業受託の面積がおおよそよろしゅうございますが、わかりますればお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 市街化区域内の作業面積は24ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） 全体的な割合がどのぐらいかわかりませんが、この件につきましては、次の質問の中にも絡めて、また申し上げたいというふうに思っております。

最後にですが、この前の本会議での農業公社の事業報告の折の質問にもありましたけれども、農業公社を検討委員会で協議されているというようなお話をお聞きしましたが、この検討委員会のメンバー、また内容について、内容については私が申し上げましたように運営の内容の検討であるのか、あるいは組織の方向転換の検討であるのか、その辺がわかりますればお伺いしておきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 検討協議会につきましては、平成20年12月に公益法人制度改革に伴う関連三法が施行されまして、移行方法について、つまり今現在の法人からどういう形で移行するかということについて検討協議するために設置されたものでござ

ございます。

農業公社の会員でございます防府とくち農業協同組合から3名、防府酪農農業協同組合から1名、市から2名及び農業公社事務局長ということで、公益法人等移行検討委員会という名称で設置をされました。

設置目的は、先ほど申しましたように、新法人への移行方法について協議をするためでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） わかりました。公益法人等への移行ということが主に検討されておるようでございますけれども、あわせて本日、私がいろいろお願いを申し上げましたようなことも検討の内容に加えていただければ、より内容の濃い農業公社の運営になるんじゃないだろうかというふうに考えております。

以上で、農業公社の運営についての質問を終わります。

時間が少なくなりましたので、はしょってまいります。都市計画法に基づく線引きについての件でございます。

昭和46年、防府市におきましても、この制度により市街化区域と調整区域とが線引きされ、その当時、田のあぜを境に、一方は1坪何万円、片方は1反何万円というように、個人の財産の評価を行政が行ったとのけんけんがくがくの話題になったことを当時思い出します。これもまだ日本の高度経済成長期の頃のことでありました。その後は経済低迷、バブルのはじけ、土地に対する意識も大きく変化してきた昨今ではあります。市街化区域内の農地の開発も一段と減少し、今は高い税金にあえいでいるのが実態であります。この区域内の農地については行政が一方的に区域設定し、都市計画税を徴収をしておりますからには、当然市が開発しやすいように、都市計画税を有効に使った施策でこの開発を誘導すべきであると感じております。

そこで質問ですが、この都市計画税につきましては、これが市街化区域形成の目的税的な税金と思いますが、今年度の予算で見ますと10億8,800万円となっておりますが、直近の実績で、歳出の用途はどのような事業に使われておるのでありましょうか。

○議長（安藤 二郎君） 続けて2番の（2）まで。

○25番（行重 延昭君） （2）番もありますが、内容は、ほとんど連続しておりますので、恐れ入りますが、今の申し上げました質問に順を追って御答弁いただくと幸せませんが、よろしゅうございますか。お願いします。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたしますが、1点目と2点目の連続性の中で答弁書を用意しておりますので、もしかしたら内容的に不十分なものがあるかとも思いますが、御容赦いただきたいと思います。

御質問の市街化区域の都市計画税の歳出は、何に重点的に使われているかという趣旨のお尋ねであったかと思いますが、御承知のとおり、都市計画税は都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対しまして課税する税金でございます。その用途は、都市計画法に基づいて行う街路事業や公共下水道事業等の都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業、加えて、これらの事業のために発行した市債の償還などに要する費用に充てることとなっております。

そこで、本市の都市計画税の用途でございますが、過去の下水道事業に係る下水道事業債の償還に対する繰出金、過去に都市計画事業に係る市債の償還金及び公共下水道事業がその主なものとなっております。

平成20年度から22年度の3カ年の実績で、用途別の割合を申し上げますと、それぞれ下水道事業債の償還に対する繰出金に、平成20年度は約46%、21年度は約48%、22年度は約49%。また、都市計画事業に係る市債の償還金に、平成20年度は約32%、21年度は約34%、22年度は約40%、そして公共下水道事業に、平成20年度は約12%、21年度は約14%、22年度は約9%となっております。

以上のところが前段御質問の内容ではなかろうかと思っておりますので、以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） 質問の仕方がちょっとちぐはぐになって申しわけございません。この都市計画区域内に市街化区域を指定したからには、やはりこれに対する施策が十分求められておるところは御理解いただいておりますが、中心市街地の開発、活性化等も当然必要であります。開発しようにも、やはり道路が一番の開発要件になってくるのではなかろうかというふうに考えております。市街化区域内の生活道路の新設等についても市民から要望も出されてきておるところであります。環状一号線の延長とか、それに伴う生活道路の整備に、もう少し重点的にこの資金を充用することはできませんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 次に、市街化区域内の生活道路の整備に重きを置くことはでき

ないかとの御質問、御提言でございましたが、先ほども申し上げましたが、都市計画税は都市計画事業及び土地区画整理事業等に充てるための目的税でございまして、市街化区域内の道路整備につきましては、都市計画事業として実施をする場合には、都市計画決定を行った上で県の許認可等が必要となってまいりますので、生活道路の整備に都市計画税を充当することは困難な状況でございます。

生活道路の整備につきましては、安全な交通環境の確保や日常生活の利便性の向上に向け、固定資産税等の普通税や地方債を財源として、整備箇所の優先度や予算全体のバランス等を勘案した上で計画的に整備を進めておりますので、御理解を賜りたく存じます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） ありがとうございます。そういう、やはり行政執行の手法というのはあるとは思いますが、思いといたしましては、そういう思いは私もしておりますので、お願いをしたところであります。

一方、市街化区域の開発につきましては、区域内の全体の都市計画構想を策定し、これに沿った開発が進めやすくなる環境の整備が必要であります、道路も含めてであります。したがって都市計画区域内の区画整理とまでは難しいと思いますが、区域指定があるからには民間の開発を待つだけでなく、市としての長期展望に立っての計画が必要と思いますが、今後、これらに十分考慮していただき、ぜひとも前向きに政策検討することをお願いしておきたいと思っております。

続いて、調整区域に関してでございますが、先年、これの開発条件が実は緩和されました。これの開発に伴う周辺への影響が心配されております。これにつきましては、同僚議員からも調整区域内の開発に伴う排水対策等についての質問があったところでありますが、弊害も出ていることもあります。結局、周辺の農業者がこの排水等についてもしりぬぐいをしておるのが実態であります。

さきに述べましたが、道路整備をはじめとする市街化区域内の開発の環境条件不備もあり、周辺の調整区域の開発がどんどん進んでいるのが現状であります。これは、むしろ調整区域のほうが道路状態もよく、現在は生活の便利さも周辺地区は増してきているからでもあります。市街化区域に連たん、市街化区域から2キロメートル以内の許可とすれば、線引きも何も、とてもあったもんじゃないと思います。市内の土地評価が下がったとはいえ、調整区域の安い土地を求めるのは当然の流れであります。指定区域の線引きもなし崩しであり、周辺は混住化が進み、市街化区域内の都市整備も一段とおくれ、いわゆるドーナツ現象による空洞化は現実のものとなっております。

そこで質問でございますが、市街化区域内の農地は現在、市内にどのくらい残っておる

のかお聞きをしておきます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。（「すみません、転用面積もわかりましたら」と呼ぶ者あり）

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたします。

現在、市街化区域内には田畑を合わせた農地が約280ヘクタールございます。また、平成23年度の市街化区域内での農地転用の届出面積は約6ヘクタールでございまして、区域外の農地転用の許可面積は約5ヘクタールとなっております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） 今、お聞きしましたように、280ヘクタールもの農地がまだ市街化区域の中に残っておるわけですね。この市街化区域内の農地の開発がまず優先であって、それでなおかつ調整区域の本開発を、緩和措置をとるのが妥当ではなかろうかというふうに思っておるところであります。

開発の許可につきましては、県から面積の規制の緩和から順次市へ、今では許可へ移行されておりますが、これに伴い調整区域の開発要件も市の判断になっておると思いますが、これを、現在の規制を見直すことはありませんか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） お答えをいたします。

御懸念の点は、私も同感でございますが、平成12年の都市計画法の改正に伴いまして平成14年から開発行為等の許可の基準に関する山口県条例が制定され、市街化調整区域の開発に関する要件が緩和されました。昨年4月からは開発許可の権限が県から防府市へ全部委任され、現在は市条例により開発の基準を定めているところでございます。

本来、市街化調整区域は都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域となっておりますが、防府市として平成14年の県条例制定時に工場誘致に伴う定住人口の増加を促進する必要があると判断し、本市の都市計画区域内の8割を占める市街化調整区域内の土地利用について住宅地に限り転用を可能という緩和措置を行ってまいりました。

しかしながら、10年近く経た現在、議員御指摘のとおり、市街化区域内にある280ヘクタールの農地の宅地化が進まない中、市街化調整区域の農地の宅地化が急速に進む状況でもございます。また、そのことにより、市内の地価が下落したり、まとまった農地が宅地造成されることにより遊水池機能が低下し、一部地域の浸水被害を招いている

との指摘もございます。

そうした中、私も市街化調整区域の開発行為は、今後の人口減少、超高齢化社会に対応するまちづくりにも大きな課題となるものと考えられ、深刻な問題と受けとめておりますので、昨年の12月議会では見直しについて検討の時間をいただきたいと答弁いたしましたところでございます。

開発要件の見直しにつきましては、市街化調整区域に土地や建物を所有されている市民の皆様への影響が非常に大きく、また、市街化調整区域の農地の保全と活用などについても、十分な議論と慎重な検討が必要であると考えております。

本年度は今後の線引きを含めた都市計画の見直しのための基礎調査を実施し、その調査資料を活用するとともに、先進他市の事例を参考に、どのような施策が必要か、可能か、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○25番（行重 延昭君） ありがとうございます。時間が来ましたので、以上で終わりにいたしますが、コンパクトシティという言葉もあります。市街化区域を指定したからには、できるだけ計画の見直しをお願いし、市街化区域内の土地が有効に活用されるような施策を重ねてお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で25番、行重議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、15番、高砂議員。

〔15番 高砂 朋子君 登壇〕

○15番（高砂 朋子君） それでは、通告に従いまして質問をいたしますので、どうかよろしくお願いをいたします。

最初の項目ですが、公共施設の将来のあるべき姿について、3点、質問をいたします。

最初に、高度成長期に整備された公共施設の老朽化への対応が迫られると同時に、高齢化、人口減少が予想される中で、公共施設の将来のあるべき姿をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

私たちを取り巻く社会は、少子高齢化、核家族化はさらに進み、人口減少、単身世帯の増加などの大きな変化を生んでいます。防府まちづくりプラン2020では、15歳未満の年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口は減り続ける一方で、65歳以上の高齢者は増加し、2020年には市民の約3分の1が高齢者となることが予測されており、このことが年金、医療等の社会保障制度など、セーフティネットの維持に深刻な影響を与

えるとしております。

一方、高度成長期に整備された公共施設は老朽化し、耐震性に不安がある構造物もあります。コンクリート構造物は、外気中の二酸化炭素の作用により徐々に中性化し、中性化が内部の鉄筋付近まで到達すると、その鉄筋は腐食し、コンクリートはひび割れや剥落などを起こすこととなり、劣化することは皆様も御存じのとおりでございます。

現在、防府市耐震改修促進計画では、市が保有する建築物の耐震化を平成27年度、80%まで上げるとし、うち小・中学校に関しては、防府市立学校施設耐震化推進計画に基づき、耐震補強は平成27年に完了させる計画を進めております。

昨年6月の同僚議員の一般質問に対し、執行部は、学校施設耐震化事業に一応のめどがつく平成28年以降に、市庁舎ほか、公共施設の耐震化に取りかかりたい旨の答弁をされておりますが、文化福社会館のI s値0.05の低さと、建築後40年のコンクリート構造物の中で進んでいるであろう劣化に対し、緊急を要する対策が必要と思われまます。文化福社会館ほか市庁舎、愛光園などのI s値が0.3以下の公共施設に対しても、その対策が重要であることは言うまでもございません。

このような状況下、耐震化を急ぐ公共施設を含め、今後、どう整備、更新していくかという問題は大変大きな課題でございます。市は、コンセプトをどこに置いて整備、更新していくか。公共施設の将来あるべき姿をどのように考えておられるのか。また、20年後、30年後、40年後に残す公共施設はどうあるべきかをお尋ねをいたします。

私どもが考えますのに、柔軟性を持ち、多目的な活用が可能であること、だれもが利用ができ、コミュニティの生まれる場所であること、高齢者から子どもたち、障害者にも優しい施設であること、防災、減災を考慮し、災害時における拠点機能の発揮が可能であること、また環境に配慮していることなどが条件に上げられると思えます。そして、持続可能なまちの形態として、防災・減災対策を念頭に、コンパクトなまちづくりの必要性が高まっていることを踏まえ、公共施設のあり方を考えていくことが必要ではないでしょうか。

次ですが、防府市公共施設白書を作成し、将来を見据えた選択と集中で、公共施設を整備、更新していくべきではないかという点についてお尋ねをいたします。

私は、今後の公共施設はどうあるべきかを考えるとき、総合的な基礎資料が必要なのではと思いました。現在、防府市耐震改修促進計画、学校施設耐震化促進計画や公営住宅等の長寿命化計画等が発表されておりますが、老朽化の問題や耐震度の問題が心配されている市庁舎、公会堂、文化福社会館、その他、愛光園、大平園などの福祉施設、公民館などの地域拠点となる施設やスポーツ施設なども含めた総合的な公共施設白書の作成が必要ではないでしょうか。老朽化の現状を把握した上で、管理運営経費や利用状況、適正なスト

ックなどを考慮した白書を作成し、将来を見据えた選択と集中で整備、更新をしていくことが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3点目でございます。新たな健康福祉総合施設を建設することについてお尋ねをいたします。

急速に進んでいる少子高齢化に加え、不安定な経済状況は今後どう改善されるかも不透明です。財政上にも大きな影響を及ぼします。生産年齢人口の減少は税収の減少につながるわけですが、そんな中であっても削ることができないのが子どもたちや障害者、高齢者の方々の福祉予算だと思います。

前段にも申し上げましたが、文化福祉会館や愛光園、大平園などは老朽化も進んでおり、耐震性も大変低い、福祉施設でありながらバリアフリーの点からは大変おくられている施設でございます。愛光園、大平園周辺は災害危険区域にも指定されていることも大きな不安材料です。交通弱者でもあるこの方たちのためには、点在している健康福祉の諸施設を市の中央部に機能集中、複合化させ、健康福祉総合施設を新たに建設することが必要ではないか、こういった3点について最初にお尋ねをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 10番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

公共施設の将来のあるべき姿をどのように考えているかとの冒頭のお尋ねでございましたが、本市におきましては喫緊の課題でございます公共施設の耐震化について、現在、昭和56年以前の旧耐震基準で建設された耐震性のない公共施設65棟について、耐震化工事を検討または進めております。そのうち学校施設につきましては、現在、耐震化工事に着手し、平成30年度には完了、終了する予定にしております、学校施設を除く公共施設につきましては、平成24年度に2次診断を終了する予定にしております。

公共施設の将来のあり方を考えるためには、社会状況の変化による市民ニーズの把握に努め、公平性、公益性、費用対効果等のさまざまな角度から検討することが重要であると認識しております。検討を進めるに当たっては、公共施設の現況を調査して、10年後、20年後、30年後の公共施設のあり方を考えることは大変重要と考えますので、議員がお考えのコンセプトも参考にしながら、将来のあり方を検討してまいりたいと考えております。

2点目の防府市公共施設白書の作成についてのお尋ねでございましたが、公共施設のあり方について幅広い検討を行うために、公共施設の概要、運営状況、利用状況及び将来コスト等を推理、分析した上で、現状と課題を明確にする「防府市版公共施設白書」を作成

することは大変重要なことであると考えておりますので、早急に作成に着手し、作成した白書に基づき、市民の御意見をお聞きしながら公共施設の更新計画をつくりたいと考えております。

最後の3点目の、新たな健康福祉総合施設を建設することについてのお尋ねでしたが、愛光園、大平園につきましては、議員御指摘のとおり、敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されているため、建て替えをすることができません。（後刻訂正あり）そこで、老朽化対策や安全対策のため、給水及び厨房排気設備改修工事やスプリンクラー設置工事を行い、また、バリアフリー化を進めるため、玄関スロープなどの設置、浴室、トイレなどの改修工事を行ってまいりました。今年度は、愛光園ブロック作業棟の代替施設を建設することとしておりまして、施設利用者の利便性の向上に努めることとしております。

一方、防災対策といたしましては、土砂災害警戒情報の危険度レベル2によって防災危機管理課からファクスが送信された場合には、避難マニュアルに沿って行動するよう普段から訓練をしております。周辺部にありますこれらの施設につきましては、今後も安心して御利用いただけるよう、安全対策には十分配慮し、サービスの向上を図ってまいります。

公共施設の整備につきましては、先ほど申し上げましたように、公共施設のあり方について幅広い検討を行うため、まずは「防府市版公共施設白書」を作成し、白書に基づき更新計画を策定してまいります。

そこで、福祉施設の更新計画の策定に当たりましては、市内に点在している健康福祉の諸施設を市の中心部に集中させ、複合施設として健康福祉総合施設を新たに建設するという議員の御提案も参考にさせていただきながら、鋭意検討してまいりたいと考えております。

なお、愛光園、大平園につきましては、指定管理者制度を採用しており、現在の指定管理者でもあります社会福祉事業団や、市、有識者などと、そのあり方について多方面からの協議が必要と考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○15番（高砂 朋子君） 今回、公共施設のあり方についてという雑駁な大きなテーマになりましたけれども、取り上げさせていただきました。やっとまとめることができた感がありまして再質問はございませんけれども、少し、いろいろな御紹介をさせていただいて、市長さんに改めての御所見を伺えればと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

公共施設のあるべき姿については、耐震化をまず進めていくということでもございました。

耐震改修促進計画を策定しておりますので、24年、この3月ですね、見直しもされましたけれども、この点については重要な事業であると思っておりますので、今後もよろしく願いをいたします。

また、公共施設白書に関しては重要性を感じていただきまして、防府市版の公共施設白書を早急に作成していくという御答弁をいただきました。ぜひともよろしく願いをいたします。

また、健康福祉総合施設の建設については、点在している施設を中心部にとというのが私の思いでございます。関係各団体との協議が必要なことでございますので、しっかり協議をしていただいで進めていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ちょっと御紹介でございますが、本年4月、教育民生委員会で、愛知県大府市の福祉複合施設である「ふれあいサポートセンター」を訪問してまいりました。高齢者虐待防止センター、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、不登校児童・生徒の適応指導教室があり、それぞれの専門家が連携し合うことで、介護、虐待、認知症など、高齢者支援窓口や障害者の相談窓口などの福祉サービスがワンストップで行えるようになっております。周辺には市の発達支援センターや保健センター、公民館、保育園などが隣接しております。近くには日本一、来客の方が多い道の駅、ちょっと名前は忘れましたが、その道の駅もあったわけでございます。

福祉サービスのワンストップ化は、少子高齢化、人口減少社会にとってはますます必要な視点だと思います。また、そのセンターの中には相談室のほかに会議室、多目的ルームを設置し、高齢者や障害者、不登校児童・生徒や保護者などのサークル、団体に対し、話し合いや研修会の場として無料で貸し出しをしておられます。さまざまな方がさまざまな形で利用ができ、コミュニケーションと安心の生まれる場所であったように思いました。今後の公共施設のあり方に大変参考になる取り組みではないでしょうか。

全国の自治体で模索が始まっております老朽化した公共施設の更新問題ですが、防府市も目の前に老朽化が進み、耐震度の低い公共施設が、先ほど御紹介いたしましたようにございます。先送りできない深刻な問題としてとらえていかなくてはならないと思ひまして、今回、取り上げをいたしました。教育委員会や建築課など、各課で管理、計画されている施設の更新問題を長期展望に立ち、一元的に取り組んでいくべきではないかと思つたわけでございます。

いろいろと調べておりましたら、神奈川県のア野市が2009年に「公共施設白書」を公表し、全国から注目されているという記事を見つけました。視察も大変多いということ

でございます。箱物の公共施設を総点検し、老朽化の現状を明らかにした上で、大規模改修や建て替えの費用、財源不足を試算されています。将来を見据えた施設の配置と長寿化、公共施設の多機能化と統廃合などの検討を加え、選択と集中で公共施設の総床面積を40年かけて3割削減する方針を決定され、大胆な維持更新を進めておられるようです。今まで公開される機会の少なかったコストの情報の公開にも取り組まれております。財源も時間も大がかりになることがわかっておりますので、大変な作業になるわけですが、防府市においてもこの公共施設白書を作成し、長期的に取り組んでいていただきたい、このように思った次第でございます。どうかよろしく願いをいたします。

東北被災地では、少子高齢化や人口減少、コミュニティ機能の低下、財政上の問題などに対応するため、いろいろな機能や居住地域を中心部に集め、コンパクトなまちづくりが始まりました。コンパクトシティは効率的かもしれませんが、全国ですぐにできるかということ、それは大変大きな課題がございます。

そこで、コンパクトシティの一つの観点として、ある本を読んだわけですが、まちの中心部にいろいろな機能がある程度まとめ、周辺に幾つかの固まりをつくること、まちの空間にメリハリを与えること、周辺と中心部を結ぶ公共交通のネットワークの展開をすることを挙げた著書を読んだわけでございます。防府市には大変必要な観点だと思いました。市の中心部に公共サービスの機能をまとめ、充実させるという観点から、今後、更新の必要な市庁舎や公会堂、文化福祉会館などは施設、お部屋ですね、そういった機能や利用内容が重複していないかなど、いま一度整理し、多機能化と統廃合の視点を盛り込み、計画を進めていただきたいと思っております。

健康福祉の総合施設を中心部にとという提案も、今後のまちづくりの観点には必要だと思っております。公共サービスのワンストップ化、そして偏在しているものは目的を整理してまとめる、こういった取り組み、そして動線をシンプルにすることが大変必要ではないかと思っております。るる御紹介をさせていただきました。

最後になりますが、市長さんに改めて御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は、かねてから申し上げておりますが、防府市は幸いにして先人の大変な御努力で、駅周辺を中心とした一つのへそができ上がっていると認識をいたしております。また、幸いなことに、公会堂の敷地まで含めれば、鉄道官舎跡地等々をはじめとして、かなりの市の所有の土地が中心部にございます。これからの公共施設を考えていくときには、私も公会堂や文化福祉会館あるいはまた、今の市役所など、すべてを1カ所で賄っていけるようなことも視野に十分入れていかななくてはいけないのではないかと

と。これは私の仕事にはならないと思いますけども、そのような考えを個人的には持っているようなわけでございます。

また、福祉施設につきましては、私もいろいろなところを利用させていただく機会があるわけでございますが、余りにもそれぞれが点在し過ぎているということも否めない事実でございますので、これもまたしかるべきところに集約することができれば、それに越したことはない、そのように考えているところでございますので、防府市版白書の中で、またしっかりとその辺を明示していき、将来に備えてもいきたいと、そのように考えておりますので、御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○15番（高砂 朋子君） ありがとうございます。執行部におかれましては、どうぞ長期展望に立っていただき、英知を結集していただき、住みたいまち防府となるように、また素敵なまち防府を後世に残していただけるように、公共施設の整備、更新をどうかよろしく願いをいたします。

それでは、2項目めの質問に移ります。市立図書館の充実についてお尋ねをいたします。

移動図書館車「わっしょい文庫」は、防府市制施行75周年、防府市立防府図書館創立70周年の記念事業として、昨年11月に運行開始されました。市民の皆様からの大きな期待と、長年、導入に向けて御尽力された防府図書館利用者・サークル連絡協議会をはじめ、車両を御寄贈いただいた防府信用金庫様ほか、関係各位の方々の御苦労の上に見事に実った大きな出発だったと思います。ここに改めて皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。

私も早期導入を願っていた一人として、現図書館が平成18年11月にオープンした機をとらえ、平成19年3月の一般質問、その後の委員会において取り上げさせていただき、市内じゅうを駆けめぐり、充実した図書のサービスを全域的に、より多くの人に提供できる移動図書館車を要望してまいりました。周辺地域である大道に私も住んでおりますが、余りお出かけのできない高齢者の多い施設、病院もありますし、防府図書館までは行きたくても遠くてなかなか行けない方たちのために、移動図書館車があると喜んでいただけると願っておりました。現在、市内を走っている「わっしょい文庫」を見ますと、私もわくわくするような気持ちになり、改めて、導入されて本当によかったと、感謝しております。ありがとうございます。

それでは、質問に入ります。

1点目でございますが、移動図書館車「わっしょい文庫」は、運行を開始されて7カ月余りでございますが、運行状況と、広報活動など、今後の取り組みがございましたらお聞

かせいただければと思います。

次に、市立防府図書館利便性の向上について、3点お尋ねをいたします。

利用者の方から、ウェブサイト上での貸出延長手続きができると便利なんだけどという声をいただきました。防府市公式ホームページ上の市民の声の欄にも、ことしに入りまして同様の提言が公表されておりました。この点についての市のお考え、防府図書館としての考えを聞かせていただければと思います。

2点目ですが、現在、図書返却ボックスは、閉館中の返却をフォローするために、ルルス防府1階北側に1カ所だけ設置されております。「わっしょい文庫」にも返却できるわけですが、いつでも返却できる場所が増設されると便利になるのではないのでしょうか。私も、借りた本の返却が期日ぎりぎりになりまして、「わっしょい文庫」を追いかけたことがございます。

3点目ですが、読書履歴を知りたい方へのサービスについてですが、この御要望に対してのお考えを聞かせていただければと思います。

次ですが、各公民館に設置されている地域文庫の活用状況についてお尋ねをいたします。

市民の皆様にとって身近な場所にある公民館に地域文庫があることは余り周知されていない感じがいたします。現在の活用状況と、今後、どのように展開されていくのか、方向性も含めてお聞かせいただければと思います。

最初の質問は以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 市立図書館の充実についての御質問にお答えいたします。

最初に、移動図書館車「わっしょい文庫」の運行状況と今後の取り組みについてでございますが、昨年の11月から運行サービスを開始した移動図書館車「わっしょい文庫」は、常時約3,500冊の図書を積載し、現在、市内31カ所のステーションを6コースに分け、それぞれを2週間に一回の頻度で巡回しております。図書の貸し出し等を行うステーションは、図書館から遠い地域を中心に、野島を除く、市内の14地区すべてに設置しており、運行開始当初は29カ所でしたが、地域の皆様からの御要望にこたえて、ことし4月から2カ所、増設いたしました。「わっしょい文庫」の利用状況は、11月から5月末までの累計で、貸出人数2,117人、貸出冊数8,042冊となっております。

移動図書館車「わっしょい文庫」は、図書館本館と同時更新でき、インターネットにも対応できるコンピュータシステムを搭載しておりますので、貸出、返却、利用者登録はもちろん、検索、予約リクエスト、読書相談など、本館の窓口と同じサービスが受けられるようになっております。また、インターネット予約により、借りる図書を受け取るステー

ションを利用者自身が指定できるようにもしております。返却については、本館や各ステーションで借りた図書をどのステーションでも返すことができ、また、移動図書館車で借りた図書を本館でも返せる仕組みにしており、これらのさまざまな利便性が好評を得ているところでございます。

今後も多くの方々に広く利用していただけるよう、毎月15日号の市広報に掲載している運行案内を充実させ、ホームページやケーブルテレビなどを活用してPRに努めるとともに、利用者の皆様の御要望に柔軟にお答えするなど、サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、市立図書館利便性向上の対策についての御質問にお答えいたします。

まず、ウェブサイト上での貸出延長手続に関する御質問でございますが、防府図書館では、現在、図書やCDなどの視聴覚資料をより多くの方に利用していただくため、利用者の皆様に2週間の貸出期限を守っていただくようお願いしているところでございます。しかしながら、さまざまな事情でやむを得ず、期限内の返却が難しい場合には、現在、来館されなくても電話で貸出延長手続を承っており、お電話いただければ即座に他の利用者からの予約状況や御本人の返却期限を確認した上で、さらに2週間の貸出延長処理をいたしております。

さて、議員御案内のウェブサイト上での貸出延長手続についてでございますが、インターネットを使って防府図書館のホームページに接続し、利用者みずから簡単に貸出延長手続を行うことができれば利便性向上につながるものと思われまので、今後、他市の図書館における状況なども調査・研究しながら、適切で安全な貸出延長処理ができるシステムの構築に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、図書返却ボックスの増設についての質問にお答えいたします。

現在、防府図書館では図書館開館時間中に返却できない方のために、ルルサス防府の北側、駅通り側の1階車庫付近に図書返却ボックスを設置しております。図書返却ボックスは24時間いつでも利用できる状態にしていることから、図書館開館時間中でもルルサス防府の3階の図書館窓口まで来館せずに利用される方も多くいらっしゃいます。

利用者にとっては便利なものとなっておりますが、その反面、図書館職員が直接受け取らないため、図書返却ボックスに投入される本については管理が難しいという問題があります。例えば、他市の図書館や学校図書館の本、御自分の本などを誤って返却されるケースも珍しくありません。また、ボックスへの投入を禁止しているCDが投入されたことによる破損や利用者の過失により汚損、破損してしまった本のボックスへの無断返却などもあります。

このような現状にかんがみ、無人で対応する図書返却ボックスの増設については、なかなか難しいというのが実情でございますが、図書を借りられた方への利便性を高めるため、借りられた図書を各地区の公民館窓口などでも返却できるような方法等を今後、検討してみたいと考えております。

次に、読書履歴を知りたい方へのサービスについての御質問にお答えいたします。

防府図書館では、現在、利用者の読書の秘密を守るため、返却された図書に関する利用者の読書履歴はその時点で消去されるシステムとなっております。これは、日本図書館協会から出された「図書館の自由に関する宣言」や「図書館員の倫理綱領」にもうたわれている、図書館は利用者の秘密を守る、図書館員は利用者の秘密を漏らさないという基本理念に基づき、それを実践しているもので、現在、全国の多くの図書館が防府図書館同様、利用者の読書履歴を残さないシステムを導入しております。万が一の場合も考えて、利用者の読書履歴が残らないよう、返却処理と同時に貸出履歴を消去するという個人の読書の秘密厳守に留意した、このようなシステムは、読者が安心して図書館の資料を利用できる環境をつくり出し、図書館に対する信頼にもつながっているものと考えております。

しかしながら、最近、一部の図書館においては読書普及活動の一環という観点から、希望者に発行した読書通帳などに読書履歴を記入するサービスを始めており、このことは現在、話題になっております。図書館の管理システムによって読書通帳に利用者個人の読書履歴が記帳され、通帳は本人の責任において保管するというものですが、これに関しては図書館利用者のプライバシー保護という観点からさまざまな議論が行われております。

防府図書館といたしましては、従来どおり利用者全員の読書の秘密を守るという立場から、現時点では読書履歴を知りたい方へのサービスについては考えておりませんが、こうした試みについては今後も注視してまいります。

最後に、各公民館に設置されている地域文庫の活用状況についての御質問にお答えいたします。

防府図書館では、市内15カ所の公民館に地域文庫として、それぞれ常時200冊の図書を配備し、地域の皆様の図書利用の推進を図っております。この地域文庫は年4回、3カ月ごとに図書の入れ替えを行っており、また、リクエストに応じて随時防府図書館の図書を回送するなど、公民館内での随時利用のほか、館外貸出サービスも実施しております。

なお、地域文庫につきましては、各公民館長に地域文庫管理者を委嘱して管理運営を行っているところです。昨年度の地域文庫の館外個人貸出の利用状況は、貸出者数が908人、貸出冊数が1,980冊でございました。これまではPRが必ずしも十分では

なく、利用度も地区によって随分ばらつきがありましたが、昨年度から移動図書館車が運行を開始したのを機に、これと並行して積極的にPRに努め、市広報やホームページなどでも利用方法や交換日をお知らせするようにしております。

今後は、先ほども申し上げましたように、防府図書館や移動図書館車で借りた本を、例えば各地区の公民館窓口でも返却できるような方法を検討するなどして、相乗効果による地域文庫の活用を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○15番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございます。図書館を利用されている市民の方々の声を真摯に受けとめていただきまして、ありがとうございます。

「わっしょい文庫」ですが、私も先日、大道の切畑、山口市手前でございますが、切畑で返却をやっとすることができたわけですが、そのときにちょうど小学生ぐらいでしたでしょうか、お嬢さんとお母さんが楽しそうに本をとっては会話を楽しんでいらっしやったように見えました。本当に心温まるものだったと思います。こういった風景が全市内に広がるように望んでおります。

御要望を受けられて、29カ所から31カ所のステーションに増やしてくださったということでございます。さまざまな利用の状況の中から御要望にこたえていただいて、これからもさらに充実をしていただきたい、このように思っております。よろしく願いをいたします。

ウェブ上での貸出延長手続は、お隣山口市さんは取り組んでいらっしやるということをお聞きしております。こういったことも取り組んでいきたいということでございました。電話で申し込むということの重要性というのは今の御説明でわかったような気がいたします。また、取り組んでいくことになりましても、しっかりセキュリティーの問題、また安全、そういった安全を確保した上で進めていただければと思います。

それから、返却ボックスの増設については御説明がるるありまして、マナー違反の方がいらっしやることは私も余り存じ上げませんでした。CDの投入であるとか、破れた本を返すとか、そういったことがあるということは、現実、私も知らなかったわけですけれども、無人のボックスを増設するということは、これをお聞きしますと難しいのかなというふうに私も思います。しっかりマナーを守っていただきたいということはございますけれども、返却ボックスが増設されることで喜ばれる方もいらっしやることは確かでございますので、地域文庫がある公民館にも返せるような取り組みを考えたいということでございましたので、どうかよろしく願いをいたします。

それから、読書履歴が欲しいという複数の方の御要望がありましたので質問をさせていただいたわけなんですけれども、ウェブ上での貸出、延長手続もそうだと思いますが、機械上で個人情報をいろいろ管理していくことの難しさは理解できます。IT化がどんどん進んで便利になる一方、利用の仕方によっては弊害もあることが指摘されております。これからは脱IT化だと方向転換をさせる企業も出てきたということ、先日テレビで特集を組んでおりました。

この読書履歴についても、昔ながらという言葉が妥当かどうかわかりませんが、利用者御本人が手書きで残せるような読書記録カードを作成して希望者に配布したらどうだろうか、このようなことも考えたわけでございます。裏面に企業広告でも載せれば、企業の方にも喜んでいただけますし、費用も抑えることができるのではないかと、このようなことを考えたわけでございます。

先ほど、読書通帳という取り組みをされてるところもありましたけれども、議論の的になってるといことも聞いております。さまざまな弊害が出てくることを考えると、案外手書きのものというのも希望者に渡してあげることによって喜んでいただけるのではないかと考えた次第でございます。

移動図書館車の「わっしょい文庫」と公民館の地域文庫が、中心軸の防府図書館とともに、今後、ますます多くの皆様に親しまれて、読書の文化が根づいていくことを心から願って、この項目の質問は終わります。

3項目めでございます。高齢者福祉の充実についてお尋ねをいたします。

1点目でございますが、認知症の方やその家族の支援充実のための対策についてお尋ねをいたします。

厚労省の将来推計によりますと、高齢化の進行により、認知症高齢者は今後さらに増え続け、2015年には全国で約250万人、65歳以上の方の約7.2%、2030年には約353万人、10%を超えるとしております。市町村に対しては、昨年、認知症施策総合推進事業として、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らすために必要な医療や介護、さらには日常生活における支援が有機的に結びついた体制を整えることといたしました。これを受け、防府市も今年度より、各関係機関と連携しながら、認知症高齢者やその家族を支援していくために認知症地域支援推進員を、この6月1日から1名を配置しております。認知症の専門員を迎え、今後どのように取り組んでいかれるのか、具体的にお聞かせください。また、認知症で悩んでおられる方々への相談窓口は、早期発見、早期対応の第一歩として、大変重要でございます。どのような体制をとっていらっしゃるのかもあわせてお聞かせいただければと思います。

2点目でございますが、高齢者虐待の現状と対策についてお尋ねをいたします。

厚労省は、昨年12月に高齢者虐待の実態について発表をいたしました。それによりますと、高齢者虐待防止法が施行された2006年より、65歳以上の高齢者が家族、親族や介護施設職員から虐待を受けた実態を調査しており、4年連続で増加しております。2010年は1万6,700件に上り、うち殺人や介護放棄などによる死亡者は21人という痛ましい結果が出ております。家庭内の虐待被害者は女性が76.5%を占め、本来なら介護者とならなければならないはずの加害者は、息子が最多で42.6%、夫が16.9%、娘が15.6%となっています。介護により心身ともに疲労し、追い詰められ、虐待に歯どめがきかなくなったり、無意識のうちに虐待を続けていたということもあるようです。

私が以前伺った事例ですが、夫に介護が必要な状況がある中、妻からの介護しか受け入れることができず、夫は次第に妻に介護を強要、果ては暴言、暴力に及びました。妻は心身ともに疲労し、やがて病気に、双方が倒れてしまったということがありました。これも夫からの虐待と言えるかもしれません。長年連れ添われた御夫婦のきずなの強さがこのような形になることは、大変つらいことでございます。

いずれにせよ、男性による女性への虐待が全体の約6割を占めている実態から、その対応が求められております。高齢者虐待においても早期発見、早期対応のシステムづくりが必要と考えます。市における現状と対策について、お聞かせいただければと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 高齢者福祉の充実につきまして、御質問に御答弁申し上げます。

最初に、認知症の方やその家族の支援充実のための対策についての御質問でございますが、認知症になられても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーター役としまして、ことしの6月1日から認知症地域支援員を高齡福祉課内に配置いたしましたところでございます。

初年度の活動といたしましては、まずは認知症地域支援員の周知に努めることから始めまして、認知症に関する相談医と協力のもとに認知症専門医相談会の開催や認知症家族会への支援、認知症にかかわる地域資源の情報収集等を計画しております。医療機関や介護サービス及び地域包括支援センターや地域の支援機関へつなぐコーディネート機能の充実に努めてまいります。

また、認知症の早期発見、早期対応のためには、市民が認知症の相談を広く受けられる

よう、認知症地域支援員をはじめ、県や市の行政関係機関、県の認知症コールセンター、市内の各圏域にごじます地域包括支援センターや小規模多機能型居宅介護事業所などの相談窓口の啓発及び充実が必要でございませう。そして、これらの相談窓口へつなぐパイプ役となつていただく民生委員さんなどとの連携も大変重要かと考えております。

今後も相談窓口の充実を図りながら、認知症高齢者の支援のためにケア会議などを通して、医療、介護、地域、行政などが連携した体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者虐待の現状と対策についてお答えいたします。

まず、虐待の現状といたしましては、平成23年度における虐待の通報・相談件数は42件ございました。そのうち虐待と判断した事例は29件でございませう。虐待を受けている人の性別といたしましては、女性が約80%と高く、また70%が日常生活に何らかの支障となる認知症状のある方という状況でございました。虐待の種別といたしましては、重複しておりますが、身体的な虐待が20件、経済的な虐待が12件、心理的な虐待が10件、介護の放棄、放任が8件となっております。虐待者といたしましては、息子が15件と最も多く、続いて夫の6件、息子の配偶者が3件、妻、娘、孫、内縁の夫がそれぞれ2件となっております。また、虐待の相談通報件数の約半数が介護支援専門員からの情報でございました。

虐待への対応といたしましては、ケアプランの見直しによる介護負担の軽減や地域での見守りの強化、場合によりましては、やむを得ず高齢者と養護者の分離を行った後、市長申し立てによる成年後見制度の利用など、高齢者、養護者双方に対する適切な支援に向け、関係機関と連携を図りながら対応しているところでございませう。

次に、虐待の対策といたしましては、まず、早期に虐待に気づいていただけるよう、市民の方へ高齢者虐待について認識の啓発とあわせ、市高齢福祉課及び地域包括支援センターに相談窓口を設置していることの周知に努めてまいりたいと考えております。

また、虐待を早期発見する立場にごじます介護支援専門員や地域包括支援センター職員を対象に、虐待対応のスキルアップ研修の開催や、行政職員に対しまして、虐待対応の法的な根拠やその責務など、虐待対応の意識を高める取り組みを行っているところでございませう。

この取り組みに並行いたしまして、認知症によります行動障害が養護者の介護負担を増加させ、その結果として虐待につながることから、認知症についての理解を深めていただくための啓発活動や認知症高齢者のよりよい支援に向けて、介護支援専門員、デイサービスの事業所等に対しまして研修会を開催し、認知症支援のスキルアップを図っているところ

るでございます。

また、今年度は高齢者虐待にかかわる関係機関の役割を明確にするために、市独自の高齢者虐待防止マニュアルの作成や医療機関、警察、法曹関係者、介護サービス事業所等のネットワーク会議等を開催しまして、虐待の早期発見、早期対応の充実を図ってまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○15番（高砂 朋子君） 詳しい説明をしていただきまして、ありがとうございました。

今お聞きいたしますと、認知症の方、また虐待を受けていらっしゃる方というのは大変密接な関係があるということが数字から見てもよくわかった次第でございます。虐待については、市内では29名が虐待に値するものであったということで、80%が女性ということで、大変心を痛めております。

先ほど御紹介をさせていただきました大府市の福祉複合施設でございますね、「ふれあいサポートセンター」のことでございますが、大府市の特徴的なことは、福祉サービスのワンストップ化のほかに、市内に国立長寿医療研究センター、また認知症介護研究・研修大府センターなど専門医療機関がございまして、それらの機関と行政が本当に積極的なかわりの中で、効果的な高齢者福祉対策が進められていたことでございました。認知症の地域支援推進員の配置は昨年度からでございまして、推進員さんは御相談が大変多くて、一人で対応に追われていますが、センターに機能が集中しているので連携はとりやすいんですよとおっしゃってございました。

防府市においては、認知症地域支援推進員事業を、先ほどの説明のとおり始めたばかりでございます。初年度ですので、支援員の周知、相談体制の確立、認知症にかかわる地域資源の情報収集の計画ということでございましたが、本来の目的は医療機関や介護サービス、地域包括支援センター、また地域の関係者との調整役にありますので、早く軌道に乗せていただいて、増加傾向にある認知症の方々の対応に力を注いでいただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

国からの全額補助で1人となっておりますけれども、地域包括センターが4カ所ございますので、私が思うに、増加傾向にあるこの認知症の対策ということで、地域包括支援センターが4カ所でございますので、4人の体制ぐらいは必要ではないかと思っております。まずは今年度しっかり取り組んでいただいて、増員の要望を県や国にしていきたいと思っております。

また、現在、市内に3人いらっしゃる認知症のサポート医との連携をとられて、取り組

みも始めていただきたいと思います。この認知症サポート医というのも、全国で今、広がっている取り組みでございます。あわせて要望しておきたいと思います。

質問をちょっと数点させていただきます。

高次脳機能障害は余り知られておらず、わかりにくいということから、認知症に間違えられたり、対応がわからないまま、家族の方が介護に苦慮したという実例を聞きました。防府市におかれましては、どのように対応されているかという点をお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 議員御指摘のとおり、高次機能障害は、脳血管障害、脳外傷などの原因によりまして、記憶力や注意力、感情のコントロールなどに問題を抱えるために、その症状から認知症と区別がつかない場合がございます。御相談がございましたら専門の医療機関への受診勧奨や高次脳機能障害支援拠点機関でございます山口県身体障害者福祉センターを御紹介するなどの対応をしているところでございます。また、御家族や周辺の方々が高次脳機能障害に早くお気づきいただき、適切なケアに結びつけていただくためにも、正しい知識の普及、啓発が必要であると考えております。今後、市広報やリーフレットをつくりまして、これを活用して、啓発に努めたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○15番（高砂 朋子君） 高次脳機能障害は医療機関との連携が大変重要になってまいりますので、紹介をされているということでございました。どうかよろしく願いをいたします。

次ですが、認知症の方をサポートしていく中で、権利擁護、成年後見の問題も出てまいります。現状と対応をお聞かせいただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 認知症などによりまして、財産管理や契約行為に支障が出てまいりますと、その人の望む生活の維持が難しくなってまいります。これを補うものとして、判断能力の低下が軽度の場合は、社会福祉協議会が行っておられます地域福祉権利擁護事業へ、また判断能力の低下が中度、重度になった場合は、家庭裁判所に申し立てを行う成年後見制度の活用へと結びつけ、御本人の権利を守るための支援を行っているところでございます。

実績といたしましては、地域福祉権利擁護事業の昨年度の利用者は26名、成年後見制度につきましては、大半は親族による申し立てでございますが、親族がいなくても、もしくは虐待等で申し立てが望めない場合につきましては、市長申し立てを行っており、ここ3年間では平成21年度10件、22年度3件、23年度2件という状況でございます。

今後も市民の皆様幅広く、この権利擁護の制度を知っていただけるよう、制度の啓発や相談機関との連携を図りながら、認知症高齢者の支援に取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○15番（高砂 朋子君） 昨年、ある独居の方で認知症の方に出会いましたというか、心配なんだけどということで御紹介をいただきました。わずかな年金の管理が思うようにできず、体調が悪くてもお医者さんにも行けない、行ってらっしゃらないという状況でございました。家賃や電気料なども滞りがちで、督促状というか、催促をする書類などが届いていたこともよくわかってらっしゃらないという状況を目の当たりにしたわけでございます。時間はかかりましたけれども、さまざまな御支援をいただきまして、今、元気にお過ごしでございます。

本当に、この体験を通しまして、きめ細かな支援があらゆる連携のもとで必要なんだなということを実感したわけでございます。この権利擁護、成年後見の制度もしっかり周知をしていただきまして、悩んでらっしゃる方がなくなるようにお取り組みをよろしく願いをいたします。

認知症の方の場合は、お買い物やごみ出し、地域行事の参加などで思わぬ行動をとられたり、徘徊の問題もあります。高齢者虐待においては、本人からの届け出ができない場合は、地域や出入りされる方からの通報が重要でございます。個人情報保護の問題がありますが、地域の見守りのネットワークづくりの中に認知症や高齢者虐待のことも視野に入れていただきたい、こういった思いがございます。

もう時間もあと5分になりましたので、この点について簡単にちょっと御説明をしていただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 認知症の方を支えるためや高齢者虐待に早期にお気づきいただくためには、まず、地域の皆様の御理解や御協力が不可欠であると認識しております。そのためには、地域で安心して暮らしていけるよう、地元の皆様や事業所などとの見守りの活動などを地域全体で支え合うネットワークづくりをしていくことが大変重要だと考えており、議員、今、御指摘いただきました地域の見守りネットワークもこれからつくっていくわけですが、ネットワークをつくるに当たりましては、認知症や高齢者虐待のことも視野に入れた取り組みが必要であると考えております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○15番（高砂 朋子君） どうかよろしく願いをいたします。

虐待や徘徊といったことには警察との連携が必要な場合も出てきます。私は防府警察署

のメールマガジンの登録をしておりますが、何度か認知症高齢者の行方不明の呼びかけのメールを受信をしたことがございます。後で、見つかりましたとのメールに、いつも安堵しているわけでございます。市民の皆様の温かい目も支援には必要でございます。今年度から高齢福祉課としてスタートいたしました。今後、「高齢」が「幸齢」に、頑張ってきてよかったとお幸せを感じていただけるように、高齢者福祉の向上にさらなる御尽力を重ねてお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、15番、高砂議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、13時まで休憩といたします。

午後0時 2分 休憩

---

午後1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、11番、重川議員。

〔11番 重川 恭年君 登壇〕

○11番（重川 恭年君） それでは、午後の部の一般質問に入らせていただきます。

民意クラブの重川恭年です。今回は、道のことについて質問をさせていただきたいと思っております。道と言っても倫理道徳に言う人の道ではございません。人が、また、車が通る道、つまり道路のことでございます。その市道についての質問をさせてもらいたいと存じます。執行部におかれましては、誠意ある御答弁をお願いしたいと思っております。

市内には国が管轄する国道、それから県が管轄する県道、市が管轄する市道等があります。また、里道とか、赤線道とか、農道、林道、私道、法定外道路とか、種々あるわけでございますが、その中の市道を主体に取り上げて、まず、素朴な質問からさせていただきたいと存じます。

市内には相当数の市道路線数や、また、延長距離数があります。その管理不十分と見分ける箇所もあり、交通事故等の誘引の危険性も危惧されるわけでございます。そこで、1点目は市道の定義でございます。市道の定義、いわゆる基準とはどのようなものなのかということでございます。

なぜ、このような単純な質問からしなければならないのかということをお願いしないのかと思っておりますが、それは一般市民の方が役所に相談に行ったところ、これは市道でないからとか、あるいはこれは農道であるとか、あるいは里道であるとか言われるが、当事者にとってみれば、それはどうでもよいことであって、とにかく困っている、よくし

てもらいたい、何とかしてもらいたいというわけでございます。

道は老若男女を問わず、市民のだれもが毎日、日常的にひとしく使用する、一番よく利用する公共施設、インフラ施設であります。市民の方も、私たちも、日常そのことを余り意識しないで利用、活用しているわけでございます。それで、幸いなことに本市議会では今年度から本会議はすべてインターネット中継で、市議会はすべて放送というか、放映されておるわけでございます。当一般質問は昨年から引き続いて中継されております。興味のある方は見ておられるであろうし、見られると思います。

ですから、「市道とは」から入らせてもらって、見てもらっておれば、執行部の説明を聞いてもらえれば、市道とはそのような基準なのかということもわかってもらえるのではないかと考えている次第でございます。

そういうことで、まず、市道認定の要件といいますか、定義といいますか、これについてお答えいただきたいと思っております。

以上で、最初の質問は終わります。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、市道の定義でございますが、道路法の規定によりますと、道路とは一般交通の用に供する道で、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道に区分されます。このうち市道は市の営造物として市が管理する道ということになります。市道であるためには市の区域内に存在し、市長がその路線を認定した道路であることが要件となりますので、あらかじめ市議会の議決が必要となります。

具体的には、例えば自治会から、生活道路の市道への編入申請等があった場合、市道路線編入基準によりまして、審査を行い、市議会にお諮りした上で路線の認定をし、告示をしております。現在、路線認定された市道の総延長は、市内で約660キロメートルに至っております。

次に、市道路線編入基準についてでございますが、本市の「市道路線編入基準に関する規程」は昭和52年に制定されまして、その後、開発道路について、私有資産であることによるトラブルの発生の防止、将来的に生ずる道路維持補修経費の住民負担の軽減を図るため、平成5年に改正いたしております。

現行の「市道路線編入基準に関する規程」では、基本的に道路の幅員が4メートル以上であり、かつ道路敷の所有権を市に移転させることができるもので、主要道路に連絡、また接続して、通り抜けができ、公共性のあるもの及び都市計画法の規定による開発許可申

請に基づき整備された道路としております。

また、特例として、宅地開発等で造成された幅員4メートル以上の道路で、主要道路と接続して公共性があり、適正に整備されているものは、行き止まりでも市道編入できることとなっております。

以上、市道の定義と市道路線編入基準について御説明させていただきましたが、日常、市民の皆様が御利用になる道路は、国道、県道、市道等さまざまな形態があり、御指摘のとおり、どこが管理する道路かまでは意識されずに利用されるのが通常と思われまゝです。道路のふぐあいや道路に関する御要望等がございましたら、市の道路課まで御相談いただきますようお願いいたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） ありがとうございます。それでは、次の質問に入らせていただきます。

2点目は、市内を走っております市道認定路線数、そして、それが幾本あるのか。そして、その延長距離数は幾らになるのかということでございます。これは私自身が想像しても、かなりの数値となっております、その維持管理も大変だろうなという思いで親心からでございます。このことをお聞きして、また、質問に入らせていただきます。

なお、路線の中で参考までですけれども、最長路線名とその距離、それから最短路線名とその距離がわかればお聞かせ願いたいと思いますし、そして、先ほど市長が壇上のほうでおっしゃいました、市内を走っている県道路線数とその総距離、あるいは国道の路線数とその距離がわかれば、あわせてお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。それでは、ただいま御質問のございました市道の認定路線数と総延長、また、その他もろもろの御質問に対してお答えをさせていただきます。

平成24年3月末現在になります、市道の認定路線数は1,163路線、延長は658キロメートルに及んでおります。

また、あわせて御質問がございましたが、そのうち最長路線はということになりますと、岡村町から西浦新開作まで、通称黄金通りと呼ばれる市道がございまして、三田尻西浦線、これが6,716メートルでございます。また、最短路線は西仁井令町、位置関係から申しますと高架北側側道から北側に向けて、近くには国土交通省国道維持出張所がございまして

が、市道西仁井令町2号線、これが最短で22メートルとなっております。

また、あわせて御質問がございました国道と県道の路線数及び延長についてでございますが、市内には国道2号、そして国道262号、この2路線が約24キロメートルに及んでおります。また、県道といたしましては14路線、93キロメートルの県道が市内を走っております。

以上、御説明を申し上げます。

○11番（重川 恭年君） ありがとうございます。今、お答えいただきましたように、路線数で1,163本というかなりの路線数、そしてその延長は658キロメートルという総延長距離数になるわけでございます。これを維持管理をしていくのは大変なことだろうというふうに、私自身想像しておるわけですが、人も要る、予算も要るということで、その管理、大変だろうと察します。

それはさておきまして、現在、国道や県道に比べて市道の劣化といいますか、傷みというか、これが非常に目につくわけでありまして、市民の方からも指摘を受ける機会も多くなっておるわけでございます。例えば、路面のひび割れあるいは亀裂等の多さ、また、舗装表面の剥離、そしてくぼみ、さらには通常、白線と言われる中央線や停止線、路側線というんですか、白いラインが引いてある、横断歩道等の白線の消失などがございます。

また、あえていえば、水道管やガス管理設後の転圧不良等による起伏等もございます。

このようなことは担当部署では当然把握されていることとは存じますが、何しろ、その660キロメートルになんなんとする距離数というのは、直線にすれば、ここから京都へ行くぐらいの距離数があるわけございまして、その把握方法も大変と思うわけですが、また、これをつかんでおかないと、また、維持補修もできないと思うわけですが、そういう状況がわかってあるわけございまして、その把握方法はどのような方法で把握されているのか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、ただいま御質問にございました、道路の、例えばひび割れ等の把握ができているのか、また、その把握方法はどうかという御質問について、お答えさせていただきます。

現在、市におきましては道路課職員が道路パトロールを実施しておりまして、その際にふぐあいがあればその都度、規模にもよりますが、職員あるいは公営施設管理公社により、都度補修を行っておりますが、御質問の中でお答えいたしましたように、総延長が約660キロメートルにも及んでおりますので、市内全地区のパトロールをすべて行うためには相当の期間を要する状況でございます。そのため、市の、いわゆるその他の職員から

の情報提供を呼びかけたり、また、市民の方からも通報をいただくことも多うございますので、そういった情報をもとに対応いたしているケースも数多くございます。特に道路の舗装面の剥離、くぼみ、ひび割れ、そういったことは事故に直結するおそれが多うございますので、迅速な対応を心がけております。

また、中央線や歩道の路側線等が消えている等々が確認された場合は、道路管理者であります市が対応するのはもちろんのこと、横断歩道や停止線等、規制のかかっておりますものは、公安委員会の所管となりますので、同委員会へ連絡をし、対応をお願いしております。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） 今、道路の傷みの把握方法ということで、道路パトロールあるいは市やそれで発見、その他の職員による通報、市民からの通報、こういうようなもので対応しているということでございます。その補修については、市が業者に出したり、公営施設管理公社で直しているというようなことではございましたが、その道路パトロールというようなもので1日どのくらいの——今、部長の答弁で600キロメートルあるからということではございましたけれども、道路パトロールで、1日にどのくらいの走行距離を見て回っていらっしゃるのか、わかれば。わからなかったらいいです。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 重ねて御質問ございましたが、道路パトロールの、いわゆる実施延長につきましては、先ほど御説明をしましたが、パトロールの際にひび割れ等を発見した場合は、補修作業に速やかに移りますので、例えば現地にふぐあいが見つかった際はその1カ所の補修に時間を要するというようなことも多うございます。そのため、1日パトロールだけに要しているわけではございませんので、延長的な御説明はいささかできかねます。そのことで御理解いただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） 道路パトロールの意味がわかりました。

それで、市民の方々から道路に関する改修というか、改良というか、白線が消えているからよくしてほしいとか、こういうことも含めて、その要望がたくさん担当課のほうには寄せられておると思うんですが、どのようなものがどの程度来ているのか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 市道等について市民の方から寄せられる要望、連絡等は非常に多岐にわたっております。重立ったものを申し上げますと、例えば道路を拡

幅してほしいといった改良要望、これが年間には20路線程度から30路線程度出てくることもございます。それと交通安全に関する、例えばガードレール、道路反射鏡、区画線等に関する市民の方々の通報も約30カ所程度出てきております。

それと、今回のお尋ねの主たるものでございますが、維持補修、これに関しましては市民の方々から出てまいります通報、要望、これは前後してほかの要件等に似た数字にはなりますが、年間30件程度ですが、先ほど申しましたように道路パトロールを行っておりますので、例えば昨年道路パトロールの際に見つかったときの補修作業、職員で行ったものが約400カ所、公営施設管理公社の職員を動員して行ったものが約1,700カ所ございます。そういったことから、要望だけではなく、常日ごろのパトロールの中で適宜対応させていただいているというような状況でございます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） それでは、今、道路パトロールをやって随時補修して直したと言われる、小修理といいますか、こういうところが、公社でやったのが1,700カ所、その他400カ所と、こういう小修理をなされたということでございますが、その前段で言われた拡幅二、三十件、安全面のガードレールとか、それからカーブミラー、こういうものが30件、それからその他の維持補修にかかる市民からの要望が30件と、こういうお答えだったんですね。

今、その小修理は別にして、拡幅とか安全施設あるいは維持補修、合わせたら100件ぐらいになると思うんですが、その充足度というか、例えばガードレールでこのぐらい、ミラーでこのぐらい、それが陳情というか要望というか、これの充足度というのがどのくらいになるのか、年間、道路課のほうで対応されているのか、わかれば教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 要望等がどのくらいあるか、また、それに対してどれぐらいの充足度というか、対応しておるかという御質問であろうかと思えます。

先ほど御質問の中でお答えいたしました、平均すれば30カ所というような数値で申し上げましたが、今回のこの御質問につきましては、少し中を詳しく御説明しますと、道路拡幅等のいわゆる改良要望、現在、道路課のほうで把握しております中では24路線、要望をいただいております。

しかしながら、この道路拡幅等の改良につきましては、御承知のように現地を調査、また現地の測量並びに設計等々、いわゆる大きな予算を伴うことから、議会のほうへもお諮りをして取りかかることとなります。24路線、御要望いただいております中で、現在、11路線に着手いたしておる状況でございます。

それと交通安全施設の整備に限りましては、通年で申しますと約30件と申しましたが、現在50件程度、御要望をいただいております。また、側溝や舗装の補修につきましては、これも現在30件程度の御要望をいただいております。これらの2つにつきましては、毎年、できるだけ年度内で対応できるように心がけておりますが、やむを得ず当年度に消化できず、次年度に回させていただくことも出てまいります。ただ、そういった際には御要望いただいた方々との御協議、また、そういった対応についての御説明をその都度、差し上げております。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） そうすると安全施設というか、これが50件ぐらいあるけれども、あるいは維持補修30件程度あるけれども、ほぼ年度内に処理できるであろうというこの理解でよろしいでしょうか。そういうふうに理解しておきます。

それから、次は市道の維持管理に関する予算です。これは予算書を見ればわかるわけですが、冒頭に言いましたようにインターネット中継がされているので、見ておられる市民の方にはこの場で答えてもらえればわかりやすいかな、というふうに思っております。そういうことで、よろしくお願ひします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、ただいまいただきました、市道の維持管理にかかる予算ということですので、お答えをいたします。

市道の維持管理に限って申し上げますと、いわゆる工事として発注するための予算、毎年6,000万円程度をいただいております。それとその都度補修に当たるべき小規模な補修対策費、これを約5,000万円程度いただいております。

重ねて申し上げますが、議員さん、私の説明の中でおっしゃいましたけれども、こういった個々の要望に対する対応といたしましては、これらの予算ですべて対応させていただいておるところですが、維持補修、大変、御要望、発見箇所が多うございますので、すべてを年内には消化できていないということは重ねて申し上げておきたいと思ひます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） それじゃ、先ほどの私の質問の中で拡幅を除く安全対策施設あるいは維持補修にかかわる80件程度の要望がある、これをすべてその年度内に完了させるという理解はちょっと、今の答弁で取り消させていただいて、できる限り消化していく方向でおるといふことの理解に切りかえます。

それで、今、いろんなことをお尋ねいたしました。特に私が問題としているのは、その

維持管理にかかる、先ほど部長が答弁されました小規模補修にかかわる年間予算5,000万円でございます。これで本当に今、劣化している市道の状態がよくなるのか、どうかということでございます。もう白線もほとんどの路線で消えているんじゃないかというふうに思っておりますし、それからひび割れというか、今、舗装が薄い舗装になっていますので、その剥離というところも、もう随所に見られるわけでございます。早めのこれは修理というか、維持管理、それを十分にしてもらわないと、先ほど午前中の高砂議員の質問の中にありました公共施設のこれからの維持管理というのは大変だという話がありました。そういうことで、道路も大変になってくるだろうと思っておるわけでございます。

それで、道路は子どもも大人も市民のすべてが毎日使用する最高のインフラ施設、公共施設であるというふうに思っております。そこで先般来、質問してきておりますように、劣化等による不備は、特に車社会においては、また、許されるものでもないというふうに思います。人も車も安心であり、そして安全に利用できる道路でないといけないと感じております。事故が起きる前に可能な限り、整備、補修、維持をしなければいけないんじゃないかというふうに思っております。予算には限りがあることも十分承知しておりますけれども、市民の要望にこたえるには、まだまだ、組み込んである——先ほど6,000万円と、5,000万円という数字をおっしゃいましたけれども、これではまだまだ不十分であるというふうに私は思っております。今後、不備な箇所、所は、早めの対応ができる措置をお願いしたいというふうに思っております。

それで、お尋ねですけれども、これは後、また、通学路の交通安全というところとも重なるのかもわかりませんが、最近、そういう道路管理上の不備で事故があったとか、そういう苦情というか、これが担当課のほうに行っている事例というのはあるのかないか、お尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 道路の補修等急ぐべきことと十分承知しておりますが、先ほど来も申し上げましたように、やはり市道上で起きる事故等、全くないとは申せません。

特に、市道上で起きる事故の大きなものとしては2つございます。市道の例えば陥没等があつて転ばれた、車両等に傷がついた、というようなお申し出を受けることがございます。そういった場合の対応といたしまして防府市としては道路賠償責任保険に加入しておりますので、その保険の中でその都度対応させていただきます。

それともう一点は、ガードレールにぶつかったとか、カーブミラーに車が当たって向きが変わる、鏡面が壊れる等々の事故もございます。そういった場合は私ども管理責任者と

して事故を起こされました方に、いわゆる修理と申しますか、そういったことの対応をお願いいたします。

そういうことで苦情、特に道路で起きた事故で未解決の苦情があるかということに対しては、その都度対応させていただいているということで、ほとんどないというふうに申し上げておきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） 今、部長のほうから答弁のございましたように、市は市有物件損害賠償保険、こういうものに入って、そういうところで対応されると思いますけれども、やはりそういう苦情は少ないにこしたことはないわけでございます。私も一つ、二つ、そういうことをお聞きしているわけでございますけれども、十分な対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に教育委員会にもお尋ねしてみたいというふうに思います。今議会の一番最初の同僚議員の質問と重複する部分もあるかとも思いますが、観点を変えて質問をさせていただきますので、お許し願いたいと思います。

ことしの4月でしたか、京都府の亀岡市や千葉県でしたでしょうか、集団登下校中の児童が犠牲になった交通事故がありました。もちろん道路と密接な関係があるわけでございますが、ここでお尋ねいたします。登下校時に児童・生徒が通る、いわゆる通学路と言われるもの、この通学路の定義については、どのような定めがあつて通学路というふうな道を指定されるのか、お尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 通学路の定義でございますが、特に定まったものはございません。

防府市教育委員会では、児童・生徒が学校に通学する道路のうち、現状で最も安全に登下校できる道を通学路と定義しております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） それじゃ、一般的にあそこが通学路だ、ここが通学路だと言われているところの定義はないということでございますね。それで一般的に通学路とか、呼称で呼ばれているのは、どこで、だれが、その通学路だとかいう呼称をつけたのか。その呼称なしに——ただ、今、教育長がおっしゃいました定めはないけれども、子どもたちがよく利用して登下校をする道を通称、通学路、通学路と呼ぶんだというのか、その辺の解釈というのはどうなるんでしょうね。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 通学路につきましては、各学校にそれぞれ定めがあると思います。この道を通って登下校しなさいよと。今、各学校と申しましたが、この決定の方法ですが、それぞれの学校で、学校と保護者等が協議して、子どもたちが登下校するのにやはり現状で一番安全な道をそれぞれの学校で通学路として指定しております。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） ありがとうございます。それでは、各学校でその関係者というか、PTAというか、こういう方々と協議をして、児童・生徒が通る道を通学路として呼ぶということでもいいんでしょうかね……。はい。

それで、通学路と言われる定めはないけれども、各学校でそういうものを決めておるといことで、教育委員会では、そういう道がこの校区に何本——先ほど私、一般市道でお尋ねしたように、何本あって何キロメートル、ここからここまでとかいうことは把握できておるわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） それぞれの学校の通学路についての本数あるいは距離数等は教育委員会では把握しておりません。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） それは把握されていないと。それで、この議会の一番最初に御質問になった大田議員さんですか、通学路の安全対策についてというのを質問されて、そのときにやはり通学路の今後、調査するというような御回答があったと思うんですが、その調査をするということになれば、それを把握しておかなければ調査できないんじゃないかというふうに思うんですが、その点についていかがお考えですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 通学路の交通事情にかかる危険箇所の把握についてでございますが、私ども教育委員会が調査という通知を出すまでもなく、それぞれの学校におきまして定期的に通学路の安全性について確認しております。もし、危険箇所がありましたら、速やかに教育委員会へ報告いただいております。

教育委員会はこれまでもそうした報告を受けまして、現地を確認した後に、直ちに庁内外の関係部署と協議を行いまして、危険箇所の解消に努めてきております。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） ありがとうございます。それで、今、各学校から、危険箇所があれば、直ちに報告というか、連絡を受けて、教育委員会のほうで調査をして対応し

ていると、こういうことでもございましたが、今、市内にはそういう危険箇所、教育委員会に、危険箇所があって、どれだけ、昨年1年間なら1年間で結構ですが、どれだけ件数があるって、どれだけ対応したのかというのはわかるわけでもございましょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 危険箇所の要望ですが、平成22年度以降、改善要望が小学校で18カ所、中学校で3カ所ございました。内容につきましては、いわゆる白線が消えているとか、あるいはカーブミラーの設置だとか、そうしたものがありますが、主なものとしてはそうした白線の再表示、徐行などの表示に関するものが13件、カーブミラーに関するものが3件、防護柵の設置要望が1件、路側帯の設置要望等が1件ございました。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） それで今、小学校、中学校、そういう改善要望というものがあつたということでもございます。亀岡市の場合も道路にガードパイプというか、ガードレールというか、これがあれば防げたというようなこともありますので、また、各学校からそういう要望があつたときには教育委員会、もちろんこの市の道路課ですか、こういうところと連絡をとって、未然防止には横の連絡を取り合つて努めてもらいたいというふうに思っております。

それで、これは道路課のほうに聞いたほうがいいのかもわかりませんが、市道中塚大ケ原線というのがあるわけでもございます。これ土木都市建設部長、御存じだと思うんですが、そこでもう集団で小学生が——これが通学路と指定されているのかどうかわかりませんが、すごく危険なカーブがあるわけでもございますが、それは道路課のほう、担当課のほうで認識されているのかどうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 御質問にございました市道中塚大ケ原線、玉祖小学校の正門と申しますか、南側を東西に走っている市道だと思います。議員さんおっしゃいます曲がった危険な箇所と言われる部分が大体どこらあたりかなということは、私の頭の中には、一応はわかっているつもりでおります。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） それであそこ、玉祖小学校から西へ向かうところなんです、川にふたが覆つてあるんです。その部分が10センチかそこら、かさ上げがしてあります。そこへしょつちゅう——私も含めてなんです、離合が困難なわけなんです。そこで小学生が

おるときにもかかわらず車が乗り上げるわけです。あれは——その道路用語が私もよくわからないんですが、歩道になるのか、路側帯というのか、あるいは車道というものになっているのか、その辺の区別は執行部のほうで解釈はわかりますか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 玉祖小学校から西へ50メートルぐらいまいったところに交差点ございまして、それからさらに西へ向かえば、玉祖郵便局までのあたりが多分、従来から狭いと言われている区間に多分該当するのかなと。

あそこの道路状況——今、私ももう三十数年、市におりますので、思い描いてみますと、舗装で整備された車道部分と、北側といいますか、山手側に水路がございまして、そのふたがかりがありますので、10センチメートルか15センチメートル程度路面が盛り上がった状況で、コンクリートのボックスタイプになっている区間だと思います。自分もですが、あそこで対向車があった場合に、西から東へ向かう車がやむを得ず、そのふたがかりの部分に片輪を持ち上げて離合しているという状況は承知しておりますので、その対策と、また、その道路の区分ということだと思んですが、たしか、センターラインはもちろんですが、路側線も引いてございせん区間だと思います。旧来よりそういう利用がされているということで道路管理者として、そこに通行の表示をしたり、制限をかけている状況には今のところございせん。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） この辺も非常にあそこは小学生がしょっちゅう朝夕通るところでございまして、また、教育委員会のほうも地元の学校と連絡をとっていただいて、また、横の、市の内部の連絡をとって対応していただきたいと思えます。

それから、もう一つあえて言うなら、玉祖江良線というのがあります。玉祖神社から上の多々良幼稚園に行くところでございますが、これも聞いてみますと幅の広いところで8メートル60センチ、それから狭いところで4メートル20センチ、これが医療センターに行く車がすごいスピードで、それから、あるいは通勤の車がすごいスピードで小学生が集団登下校するときに通って、また、離合するわけでございます。あの辺にもやはり何らかの対策が要るのかなというようなことを思っております。これは答弁は要りません。

そういうことで、何か土木都市建設部長さんのほうから今までのことについて何かございましたらおっしゃっていただいて、なければ私の……。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 答弁は要りませんという議員さんのおやさしい言葉ですが、ただいま承りました市道中塚大ケ原線の一部、それと通学路と指定されている

かいはいかは別にいたしまして、自由ヶ丘からの通学が多い市道玉祖江良線というふう  
今おっしゃいましたので、その2カ所の現状につきましては、早急に、また現地を調査し  
たいと思います。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○11番（重川 恭年君） 最後にお願ひでございますが、市道の劣化について、市内全  
般ですけれども、十分配慮されるように要望して、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、11番、重川議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、18番、山下議員。

〔18番 山下 和明君 登壇〕

○18番（山下 和明君） 公明党の山下でございます。私の質問は1点目は防災力の向  
上と減災対策について、そして、障害者の就労支援について、大きく2件について質問を  
させていただきます。

最初に防災力の向上と減災対策についてであります。主にハード面ではなくソフト面  
おいての内容になっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

東日本大震災から1年と4カ月が過ぎましたが、被災地の復興は一向に進んでいないと  
いうのが実感であります。また、大震災以降、さらなる災害の危険性が叫ばれる中で、国  
や自治体、また、国民の間では防災のあり方についてどうやって生命や財産を守るかが問  
われ、大きく見直しがされつつあります。世界で発生するマグニチュード6以上の地震の  
約2割が日本で起きていとされています。また、地震や津波のほかにも、台風や集中豪  
雨、火山噴火の危険性もあります。まさに日本は自然災害列島と言っても過言ではありま  
せん。

こうした自然災害をなくすことはできませんが、被害を未然に防止することや軽減する  
ことは可能であり、その取り組みは大きく3つあると言われております。

まず、自分自身でみずから守る自助、地域や身近な人で助け合う共助、行政による公助、  
この3つの連携が極めて大事であります。災害発生時にだれに助けられたかを調査した防  
災に関する資料を参考に申しますと、日本火災学会1995年兵庫県南部地震における火  
災に関する調査報告書の中に、生き埋めや、閉じ込められた際に、自力や家族によって助  
かった、自助が66.8%と3分の2を占めております。隣人や友人、通行人に助けられ  
た共助が30.7%で、自助と共助を合わせて、9割以上も占めております。救助隊に助け  
られたという公助は1.7%であり、防災の基本となるのは自助と共助であります。

したがって、自分の周りで防災の備えをしておくことが非常に重要であり、普段からしていないことはいざというときにはできません。その自助能力が自分と家族を守り、同時に近隣による共助も、いざというときの頼りでありますから、近所との交流も大事となります。

また、防災教育も重要です。岩手県釜石市の小・中学校では、防災教育支援推進プログラムを活用した防災教育を実施し、想定にとられるな、ベストを尽くせ、率先して避難せよ、という避難の3原則を徹底しました。その結果、昨年の大震災では釜石市内のほぼすべての児童・生徒が避難をするという釜石市の奇跡が生まれたことは御承知のことと思います。

そこで、質問をいたしますが、1点目は防災士の育成についてであります。

防災士とは自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力向上のために活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を修得したことを日本防災士機構が認定した人です。

防災士制度は平成14年に創設され、今年で10年目を迎えており、防災士の数は全国で5万人を超えているようで、多くの自治体が防災士の育成に参画しています。防災士は大災害に備えた防災体制の構築や、災害発生時に公的組織などと連携して活動することを目的に生まれた民間資格となっております。通常、防災士資格取得費用は6万円かかることから、これら費用の半額に相当する3万円までを助成する自治体も増えているようで、そうした助成制度を利用して、防災士資格を取得するものが近年ふえております。

本市においては災害時に地域で大きな力となる自主防災組織構築について、実効力のある組織を目指し、取り組みが進んでおります。そこで、防災力の向上と組織の機能強化を図ることを目的に、防災士の育成に取り組むことはできないものか、お伺いいたします。

2点目は学校での防災教育と避難訓練についてであります。

先ほど申しました防災危機管理アドバイザーである群馬大学の片田教授は、いかに避難するか、そういう意識を持つことを教育の現場からやってきたことが釜石の奇跡につながったと話しておられました。常日ごろから避難訓練を実施してきた成果だと思います。訓練の重要性を改めて感じるところであります。

そこで、まずは学校での防災教育と避難訓練の計画及び実施状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 私のほうからは防災力の向上と減災対策についての御質問の

うち、2番目の学校での防災教育と避難訓練についてお答えいたします。

防府市教育委員会といたしましては、平成21年7月21日の防府市豪雨災害や昨年3月11日の東日本大震災を忘れることなく、防災教育を推進していくことの重要性について十分認識しているところでございます。

防災教育につきましては、現在、小・中学校で全面実施される新学習指導要領におきまして、自然災害の発生の仕組みや災害発生時の安全な行動を理解させることや自他の生命の尊重や思いやりの心を育むことなど、防災に関する内容の充実が図られております。現在、市内すべての学校におきまして、各教科や道徳等の年間指導計画に基づき、防災に関する指導が計画的に行われております。

具体的には、小学校の社会科において第3学年及び第4学年では「地域社会における災害」を、第5学年では「自然災害の防止」を、第6学年では「災害復旧の取組」を学習します。中学校においては社会科で「自然災害と防災対策」を、理科では「自然の恵みと災害」を、保健体育科では「自然災害によるけがの防止」を学習します。また、小・中学校すべての学年の道徳の時間において、「自他の生命の尊重や思いやり」について学習します。

その他、本市における防災教育の特徴的な取り組みといたしまして、豪雨災害により校区内で大きな被害を受けました小野小・中学校や、右田小・中学校をはじめ、玉祖小学校、富海中学校、大道中学校では、防災に関する専門家による出前授業を実施し、災害時の危険についてや、安全を確保するための行動について学習してきております。

また、本年度は海拔0メートル地帯にある中関小学校や新田小学校、向島小学校、そして華陽中学校では、高潮災害や津波災害を想定した防災教育も行われる予定です。

防府市教育委員会といたしましては、このような防災教育の取り組みを継続、発展させることで、児童・生徒に防災の大切さを強く意識づけていきたいと考えております。

次に、避難訓練についてお答えいたします。

避難訓練につきましては、すべての小・中学校におきまして、学校安全年間指導計画に基づき、火災や地震、風水害・土砂災害、不審者対応などを想定し、これまでも学期に1回、年間では最低3回は実施してきております。本市ではすべての学校で、山手の学校や、街なかの学校、また、海沿いの学校など、その地域の実情に応じた避難の方法が危機管理マニュアルとして示されており、さらには本年度は新たな取り組みとして、地震災害時の初期対応だけでなく、2次被害、例えば津波を想定した避難訓練を取り入れている学校もございます。

防府市教育委員会といたしましては、平成21年7月21日の豪雨災害や、昨年3月

11日の東日本大震災の記憶や教訓を風化させることなく、自然に親しみ、自然を大切に  
する心情を大切にしながら、時にはきばをむく自然の怖さを学ぶ防災教育の推進を図って  
いくため、今後も関係機関との連携を図りながら各校の取り組みを支援してまいります。  
同時に、「自分の命は自分で守る」という意識を持って、主体的に行動できる児童・生徒  
の育成を目指しますとともに、教職員みずからが平素から常に危機意識を持ち続け、不測  
の事態においても、冷静かつ的確に行動できる学校危機管理体制の確立に向けて指導して  
まいります。

なお1番目の防災士の育成の答弁は総務部長にお願いしております。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 続きまして、防災士の育成についての御質問にお答えをい  
たします。

近年、災害は毎年のように発生しており、いつどこで大災害が起こるか、予測すらでき  
ないところでございます。本市におきましても、平成21年7月21日に発生した豪雨災  
害により甚大な被害が発生しており、安全で安心なまちづくりのためには防災力の向上と  
減災対策が欠かせないことは十分に理解しているところでございます。

そこで、防災士の育成についてでございますけれども、議員御案内のとおり防災士とは  
特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する民間資格でございます。日本防災士機構で  
は防災士の資格の位置づけを、災害発生時の自助・共助の活動を実践する人材とされてお  
ります。平常時において自助・共助による防災活動について啓発する担い手として期待す  
るものとされております。

本市におきましても、自助・共助は重要であることから、自主防災組織の結成の促進を  
図るとともに、災害時に実効性のある組織とするため、自主防災組織リーダーを対象とし  
た研修会を毎年実施しているところです。

そこで、地域の防災力の向上を目指し、自主防災組織をより実効性のあるものとしてい  
くために防災士の活用も有効であると考えておりますので、この防災士の育成についても  
検討してまいりたいと考えます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） それでは再質問をさせていただきます。

県内の市町でも防災士の育成については、御案内のように積極的に取り組んでいるよう  
であります。防府市民で防災士資格を取得した者は何人いるのか、掌握しておられましたら、その数を伺いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 私どものほうで調査した結果、5月末現在ですけれども28名いらっしゃるのとのございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） 5月末で28人と。いろいろ日本防災士機構、ネットで調べてみました。これは24年の4月末、大体似た時期ですが、全国で5万1,000人が今、防災士の資格を取得しておると。山口県が442人と。そうしますと442人取得している山口県、防府市は28人ということで、比率からしますと、もう少し頑張らなきゃいけないんじゃないかなとか、民間資格ではありますけれども、少し他市に水をあけられているなど。ちなみに愛媛県は3,000人を超えています。お隣の福岡県も1,800人近いです。大分においても1,600人、ここはいろいろな防災士を取得するために講座を開いたり、いろいろ工夫して、ここに防災士制度に注目をされているところがあります。調べてみていただけたらと思います。

通常の場合、防災士資格を取得するには、先ほど申しましたが6万1,000円かかるんです、こういった機構で取得しますと。他県で取得していらっしゃる方が山口県、あと防府市の方でも多いと思います。そうしますと、出向いて行きますので交通費、宿泊費がかさみます。そこで、防災士を目指したいということで、そういう方に防災士取得の費用の一部を支援をしていく補助事業というものを、今、中国方面の中でも、こういった取組——県内の中でも平生町だったですか、開始しておられるところもあるんですが、こういった補助事業を考えられないかと。それで、先ほど総務部長のほうからは、防災士の育成については有効な施策ということで検討したいということもいただいていますので、こういった取組、いかがでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほど答弁いたしましたのは、自主防災組織の中で、自主防災リーダーとして御活躍いただいている方もいらっしゃるわけでございまして、例えばそういった方に防災士の資格を持っていただければ、当然そういった防災に対する自助・共助に関する知識とか技能とかいったものが加わってまいります。そしてまた、そういった防災士になられた方はその後、組織的な活動といいますか、日ごろの平常時の勉強といいますか、そういった活動、あるいは非常時の技能の発揮する訓練、こういったものも当然やっていかれるということになりますので、自主防災組織力のより一層のアップにつながるのではないかなというようなことで、今、検討すべきであると思っているところでございます。

今、議員がおっしゃいました助成制度、こういったことと、あるいは他市では市がその機構と連携をされて開講していただくというような手続で、いわゆる市民の方を対象に防災士の講座を開いてあげるといったようなやり方もあるようでございますので、そういった2点の方向から検討してみたいと、このように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） 今、実際、市内で28名の方が取得していらっしゃるこの資格、大方他県で取得されたんだろうと思います。近くでは福岡、広島、大分、愛媛、長いところでは4日間の講習期間、通常は2日間で終えているようですけれども、受講の中身は、日数はさまざまありますが、当然、交通費等もかかりますので、その辺の分についても検討をお願いしたい。こういったやり方もあります。

で、今、総務部長が言われましたように、防災リーダーが地域に多く存在することは地域の安全・安心につながってくることは言うまでもないわけでありまして、そこで、事例というか、宇部市のことを申しますと、ここは防災人づくり講座として、防災士養成講座を持っております。目的は防災に関する意識、知識、技能を持つ、たくさんの防災士が広い範囲に存在することが、地域全体の防災力を高めることにつながることから、平成21年から日本防災士機構に認定された防災士養成講座を開設されております。受講料は宇部市内の在住者であれば、通常は6万円かかるんですが1万円。それ以外、市外の人です、ね、3万円と、いわば受講料を安価に設定しておるんです。今、そういったことで検討したいということで、この開設について、もう少し踏み込んで、要するに総務部長の答弁じゃあれなんでしょうけれども、ここについては市長のほうから宇部市のように防災士養成講座を防府市で開設する気持ちはないのか、その点について、市長のほうに求めたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 防災士の資格を取るためには、その学校というか、NPOの特定非営利法人の防災士機構なるものが関与してくるわけでございます、その講座が近くにあるということは、当然、便利もよくなるわけで、かかる費用も節減できるわけでございますので、防府市で講座を開くことができないか、早速検討に入らせたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） 防災士育成について、先般、宇部市の防災危機管理に詳しい担当者に直接伺って話を聞く機会がありました。この宇部市の防災士養成講座は定員が150人で開講しておるようで、本年の1月に3回目の講座があったようです。受講者は

113人が合格されたと。宇部市内の方がその中の6割、市外の方が大体4割だと。受講者も幅広い職種の方、年齢層も幅広いというようなお話でありました。

自主防災組織、当初そういったものから、自主防災組織づくりから入っていったそうです。ここに至って人づくりをしていこうということで、防災士養成講座を開講したと。驚いたんですが、ゼロ予算なんですねゼロ予算。しかも通常6万円の半額以下で運営をしておられると聞いてびっくりしたところなんですよ。本当かと。確認しましたらゼロ予算ですと。聞いてみればその担当者が人脈で講師を準備して、安価で講座ができる。担当職員、かなり苦勞しておるといことがわかったわけでありまして。実は、ということで、宇部市は今年度、若い人たちを対象に、要するに中学生、高校生、大学生、ここまで幅を広げておられて、こういった方々が受講する場合は1万円かかる費用が2,000円、個人負担で、防災士の取得ができるようにという予算がついたそうです。わずかな、何十万円程度ですよ。そういったことであります。

御存じのように下関市でもことしの9月に防災士養成講座が開設されます。ここは300万円の予算を計上しておりまして、委託先は防災士研修センターへやってもらうということで、参加人数は50人。受講料は無料としておりまして、県内では防災士育成に本腰で取り組む自治体も増えているようであります。例えば、下関市のように毎年50人受講、要するに合格していけば4人で200人、こういった育成することができるわけですね。自前で講座を開けば。数年間でこうした取り組みをするということは自主防災組織の強化の大きな後押しになるということでもあります。そう膨大な予算ではないかと思いませんので、ぜひ、検討をしていただきたいと。

先ほどから答弁の中にありましたように、平成21年7月、防府市においても集中豪雨によって大災害を受けた市でありますので、そうした教訓から、こういったいい制度がありますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、学校での防災教育と避難訓練について質問させていただきますが、学校の位置、周囲の地形によって想定される災害は土石流であったり、高潮、また、洪水、地震や津波であったりします。ですから、先ほど教育長言われたように各学校によって防災マニュアルは違ってきおろうかと思えますし、お話を聞けば、毎年、毎年、そういった実績を上げていらっしゃる防災教育、防災訓練もしておられるということでして、それについてどうのこうの言うつもりはありませんが。

新田地区のほうから、新田小学校と、地区のほうから、地元のほうから、合同で地震、津波を想定した避難訓練を実施したいという話を伺っているんですが、新田小学校は耐震補強が済んでおりません。そこで、避難場所を近くの耐震構造ができています市営住宅に想

定したというか、避難場所を、取り組むという相談があったんですが、話がいておろうかと思いますが、この件について、当局の判断と見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） ただいま新田小学校の件ですが、学校を取り巻く地域の方が学校のことを大切に考えていただいておりますことを大変感謝しているところでございます。新田小学校で自治会のほうから学校と共同で避難訓練を行いたいということがございましたが、今、議員御指摘がありましたように新田小学校は現在、耐震化工事が済んでいない状況でございまして、大規模地震が発生した際には校舎が大きなダメージを受ける、そうした危険性もございます。そうしたところで近く、隣にございます市営住宅を避難場所として避難訓練を行いたいということが、自治会のほうから話があったということは確認しております。

しかしながら、新田小学校の児童が一斉に避難するという事は、500人を超える児童がおりまして、避難訓練といえども、いわゆる子どもたちの安全ということは第一に考えなければなりません。そうしたところで、このお話があったときに避難訓練の安全確認、さらには詳細な計画ができていませんでしたので、その計画、安全面を確認してもう一遍作成するように伝えました。

そうしたところ、地域との共同の避難訓練を、恐らく学校運営協議会のほうで再度お話し合いになられて、その計画が出てきたと思うんですが、2学期に実施する計画ができ上がりまして、現在、防災危機管理課とも連携をとりまして、共同の避難訓練がスムーズにできますように、学校のほうに伝え、市教委としても全面的に協力をするという事をお伝えしております。このことにつきましては、学校を通じて自治会のほうにも連絡は行っているかと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） そういうことであるということで、聞いてみて初めて私もわかったわけでありまして、最後要望ということになるかと思いますが、児童・生徒と保護者が、また、地域が一体になって防災訓練、その防災訓練というのにもやはり消火訓練だとか、救急救命訓練も含まれるわけでありまして、一色に避難訓練と位置づけるというか、そういった訓練の中身というのもあるかと思っておりますので、確かに600人がごそっと行くことは非常に大変なこともよくわかります。

その防災教育を実施することによって、防災に対してどうするかを親子で話し合うよい機会にもなるわけでありまして、学校と地域が協力をしていくということが、防災訓練・

教育が実効性のあるものに近づいていくのではないかなというふうに考えております。

これも先般、宇部のほうで、いろいろ釜石市の話を通しながら伺ったんですが、特に子どもたちの防災教育の訓練は10年が1サイクルだと、そういったことを伺いました。詳しいことは省きますが、地域と学校が一体となって防災の取り組みを実施していけば、いわば日ごろから訓練をしている子どもたちのほうが大人より冷静に判断して行動できるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ充実のほうお願いをして、この項は終わります。

次は、障害者の就労支援についてであります。障害者自立支援法が2006年度に施行され、翌年の2007年度から始まった工賃倍増5カ年計画は障害者の平均工賃を引き上げることを目的とし、都道府県が実施主体となり工賃倍増計画を作成し、各施設の取り組みを支援していくものでありましたが、2011年度で終了いたします。

そうした取り組みを参考に、本年度からは3年計画で工賃向上計画が実施される運びとなっております。同計画のポイントは、地域で障害者を支える体制を充実させるため、市町村単位での支援を促すほか、障害者の労働形態の条件に伴い、工賃算出の際に、これまでの月額に加え、時間額を選択できるようにするなど、より実態に即した計画実施が期待されております。

山口県工賃倍増計画では、対象施設の平均工賃目標を月額2万6,000円以上としていますが、県の平均工賃は平成22年度で月額1万4,500円程度で、現状は目標値に遠いようであります。

現在、障害者の自立、就労支援について、障害者が働く施設から商品購入や業務委託を優先的に行う努力義務を国と独立行政法人に課する障害者優先調達推進法案が4月26日に衆議院を通過し、今国会で成立が見込まれております。内容は、国などが商品の購入や業務委託をする際、競争入札による契約が原則のため、民間企業に比べ競争力の弱い障害者施設は契約が困難な状況があり、このため同法案では、国などに対し、障害者就労施設から優先的な商品購入や業務委託を努力義務とするとともに、毎年度の調達目標と結果を公表することを定めております。

また、入札を行う際の業者参加条件として、障害者の雇用率や障害者就労施設との取引状況を考慮することも盛り込まれております。

一方、地方自治体と地方独立行政法人に障害者が働く施設の受注の増大に措置を実施するよう求めております。

また、厚生労働省は、平成19年の障害者雇用率の見直しから5年が経過していることから、必要な調査を行った結果、障害者雇用率を見直す方針を打ち出しました。民間企業については現行1.8%を2.0%に、国及び地方公共団体並びに特殊法人については現

行 2. 1%を 2. 3%に、都道府県等の教育委員会については現行の 2. 0%を 2. 2%に、現行の障害者雇用率を 0. 2%引き上げ、施行日は平成 25 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、るる申し上げましたように、障害者の就労支援、雇用の促進に関して制度の改正等が行われようとしております。本市の平成 24 年度施政方針の中では、障害者福祉対策について、第 3 期防府市障害者福祉計画に基づき、地域自立支援協議会を核として一般就労を希望される障害者の支援を行ってまいるとありますが、しかし、本市の雇用環境は県内でも大変厳しい状況下にあることは言うまでもありません。

そこで質問いたしますが、1 点目は、障害のある方が就労の機会を希望しても一般企業の就労に結びつくケースが少ないようであります。そこで防府市における障害者の就業実態はどうか。そして、工賃倍増計画の対象施設での平均工賃月額推移は向上しているのか。また、前段申し上げましたが、就労支援、雇用支援体制の強化が図られようとしていますが、今後の対応と取り組みについて、あわせてお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず 1 点目の障害者の就労と工賃の実態についてのお尋ねでございましたが、本市の障害者の一般企業への就労実態につきましては防府地域、これは防府市と山口市徳地を含むものでございますが、防府地域に本社のある 5 6 人以上の規模の民間企業における障害者の実雇用率は平成 22 年が 2. 52%、平成 23 年は 2. 31%となっております。ちなみに山口県全体では平成 22 年は 2. 28%、平成 23 年は 2. 24%となっております。若干ですが本市が上回っております。

次に、授産施設等における平均工賃の推移でございますが、本市の平均工賃の月額につきましては、平成 20 年度は約 1 万 3, 500 円、23 年度は約 1 万 4, 600 円となっており、約 8%、上昇しております。

山口県が平成 19 年度から 23 年度までの 5 カ年で、授産施設等における工賃引き上げの取り組みを推進するために策定しました山口県工賃倍増計画における目標工賃の月額 2 万 6, 000 円には、まだまだかなりの底上げが必要でございます。今後も事業者にあつては業務開拓、製品品質の向上、利用者の能力開発に努めていただくとともに、市としても新たな官公需の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。

2 点目の市の雇用支援体制の取り組みのお尋ねでございますが、地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、障害当事者、民間有識者等から幅広い意見を反映させるため、

防府市地域自立支援協議会を設置し、その中で専門事項を協議するための部会の一つとして、就労支援部会を設置しております。当部会では毎月1回の定例会を開催しまして、障害者の一般就労及び福祉的就労に関する課題の解決に向けた検討や協議をしているところでございます。

昨年度は一般就労への支援を行っている先進地への視察や就労移行支援事業所であります心促福祉作業センターを民間企業の方に見学していただきまして、企業側には障害者の作業能力等の具体的なイメージを持っていただき、事業所側には企業のニーズを知り、支援に活かしてもらうための取り組みを実施いたしまして、一般就労への理解を深めていただいたところでございます。

また、市役所において一般就労を目指す障害者に職場実習の機会を提供することを目的に、就労移行支援事業所の利用者1名を2週間受け入れております。

今年度も引き続き、就労支援部会によります就労啓発セミナーの開催や、障害者職場体験実習などを通じて、障害者の一般就労を支援してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） 一般企業で働きたい障害者は増えていると思われれます。先ほど市内の企業における障害者雇用率の実態、私も山口労働局に問い合わせさせていただきました。先ほど言われたとおりで、昨年6月1日付の障害者雇用率は、防府市が2.31%、県が2.24%、1.8%上回っております。山口県におきましても全国の中でもトップクラスということで、県内の平均より防府市のほうがそれより上回っているということで、山口県はなぜ雇用率が高いのか、相当な努力がされてきた経緯があるんだなあということをこの数字を見ながら思った次第であります。

しかし、ちょっと気になったのが、これ山口県が出しております山口障害者雇用推進企業の一覧というのが、県内の障害者雇用を推進している企業の一覧という、こういう、ネットで調べると99社あります。その中に出てくる、会社名は伏せますけれども——3社しか載っていないんです。そういうことは報告ということでしておきます。

次に移りますが、では、防府市のこの本市の市長部局、上下水道局、そして教育委員会の区分で障害者雇用率はどうか、これについて。また、県内他市と比べて、どういう順位にあるのか。その辺、分析していらっしゃったらお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 防府市役所の障害者雇用率はどうなっているかという

御質問だと思います。

公的機関の中で、市町の法定雇用率は2.1%となっております。防府市役所の障害者雇用率は平成22年が2.27%、23年は2.58%となっております。内訳的には教育委員会の数字を持っておりませんが、この2.58%の中には上下水道局も含んだ数字でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） これ山口労働局のネットでホームページ、調べてみましたら、防府市の市長部局に値するんですか、これは区別しているんですが、市町村合計で——これ市長部局なのか、ちょっとはっきりあれなんです、今、2.58と言われました。防府市の教育委員会は1.8%。ちょっと数字的に足りないかなと。そして、防府市上下水道局0%と、こういう数字なんです、この数字を今聞かれて、上下水道局0%ということで、これ、山口労働局のほうから指摘なりとか、少し頑張っていたらいいとかいうような、そうした指導的な話というものはなかったんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、議員御指摘のように上下水道局については、ただいまゼロ人になっているわけですが、これにつきましては現在、市長部局と人事交流も行っているということで、市長部局と上下水道局を合わせて1事業所として特例の認定を申請いたしております、労働局のほうから許可をいただいておりますので、全体としてクリアできているところでございます。こういった方式をよその市町村でもとっていらっしゃるところはたくさんございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） 私はこういった表を見て、他市ではゼロという数字が出てこないもので、ここでこういうふうに区別してゼロという数字が表示されているので驚いた次第なんです。その辺はよく調整して、調整できんのかもしませんが、わかりました。

次に移ります。

宇部市が障害者就労ワークステーションを中国、四国エリアの市町では初めて平成22年に設置されました。目的は障害者雇用の確保と市の事務作業の効率化を目的に、働く意欲のある障害者の自立支援のために開設されておまして、臨時職員として最長2年間の任用で、平成22年度は4人、23年度は3人、24年度は嘱託職員として3人、任用しておられます。本市の担当者もこのことにつきましては関心も高いようで、情報等、また調査等もしておられるようであります。こうした役所内で障害者の方が業務経験をすることは自信にもなります。一般企業への就職に役立つようでありますが、本市において

同様の事業を開始することはできないか、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） ただいま議員が御指摘されました宇部市の障害就労ワークステーション、22年の5月からスタートして、22年度は4人、23年度は3人という雇用をされているということは情報をつかんでおります。

確かに宇部の部署では積極的に取り組んでいらっしゃるようでございまして、39課の課の——全体でいえば39課から99種類の業務を受けられて356業務を処理されたといったことを情報としては、私どもも研究して持っておりますが、就労部会と一緒に担当課の職員も行ってございまして、このことについては宇部市と同様に取り組んでまいりたいと考えております。

したがいまして、ワークステーションの設置につきましては、宇部市や先進市の取り組みを参考にさせていただきながら、設置が可能かどうか、就労部会及び職員課と今後協議してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） いいことをしていらっしゃる宇部市、他市からもかなり関心度が高い。いいことはいいわけですから、ぜひ防府市でも取り組んでいただきたいと思うんです。そういうことをすることがやはり企業から、防府市はこういうふうに取り組んでいるということで見方も変わってこようかと思うんです。

それで、これ宇部日報の記事なんですけど、こういった記事がありました。その就労した方々ですけれども、「宇部市障害者就労ワークステーションの第一期職員4人が2年間の任務を終え、新年度から民間での就労実習など新たなステージに進む。30日には卒業座談会が開かれ、一人一人が市役所での仕事をふり返り、今後の目標を語った。4人は2年間をふり返り、緊張と不安でいっぱいだったが、多くのことを学んだ。自分ができることを増やしていこうと思った。行き届かないところをカバーしてくれた仲間、アドバイスし、ステーションを支えてくれた皆さんに感謝したい。1日も早く次の仕事を身につけたい。最初は混乱したが少しずつわかりはじめて仕事が楽しくなった。もう少し期間があればなあと、名残惜しいがこれからも頑張ると決意を語った」と、こういった記事があったので参考に申しておきます。

先ほど答弁でもありましたが、ことしの3月5日から3月16日の間、自立支援協議会の就労部会のほうから、高齢障害課のほうで障害者の方を1人、実習体験として受け入れておられますよね。先ほどの……。1人しか受け入れることができなかったというか、これには事情があるのか。今後、この受け入れの推進について、どのような考えを持ってい

らっしゃるのか、増やしていきたいのかどうなのか、その辺をわかるように言ってください。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） ことしの3月にお1人お受けしましたのは、事情がどういう事情かということについては、私、詳しくは存じませんが、たしか就労部会のほうから心促センターのほうを通して1名を雇用しようということで、職場体験を受け入れたものでございます。

職場の実習体験を増やすことができないかという、今、議員の御質問でございますけれども、私どもとしまして、こういった就労が促進されて一般就労に結びつくように御支援してまいりたいと考えておりますので、ことしの役所の中での就労につきましては受入時期や増員も含めまして、職員課及び受け入れの担当課があるわけでございますので、そういったところと調整をしてまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） こういった受入要請がありましたら、幅広く各部署で体験ができる、そういう環境をぜひ整えていただきたいなと思いますので、その辺はどうぞ前向きにお願いしたいと思います。

これは要望になりますが、その就労を希望する障害者の実習体験の、今、言った受け入れ、そして先ほど申しました宇部市の業務体験をするワークステーション、こういったものを設置するという、そうした市側が積極的な姿勢、また、対応を見せていけば企業の雇用促進と理解はさらに深まっていくと思うんです。先ほど数字的に、高い数字があるからというのではなく、やはり前向きな検討をぜひお願いをしたいと思います。

それと、もう時間がありませんのであれなんです、障害者を雇用する場合、職業訓練する場合にはまた、各種助成制度が物すごくあるんです。そうしたことで事業所等にその辺の紹介というか案内をかけていくとか、そうした行動も欠かせないのではないかと思いますので、お願いしておきたいと思います。

先日、障害者の雇用支援を世話をしている方々からお話を聞く機会がありまして、障害者の方が希望を持って働ける社会を真剣に考えていかなければならんというふうに感じたわけでありまして、働くことは周囲の人を楽にすることにもなります。働けば御両親が喜んでくださる——一般的にもそうかもしれませんが、最高の親孝行になると私は信じております。

こういった表現はどうなのかわかりませんが、「福祉のまち防府」というか、こういったものを目指して、障害者の就労雇用支援が加速する取り組みをお願いをして質問を終わ

りたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） すみません。先ほどの議員のお尋ねの中で、障害者の在職数のホームページ上の数でございますけれども、確かに今現在は、先ほど申しました特例認定の申請を受けておまして、市長部局と上下水道局は一体的にカウントできる体制でございますが、本年4月上下水道局には1名ほどそちらのほうに配備いたしましたので、今後は1減という数字には出てこないと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、18番、山下議員の質問を終わります。

ここで午前中の高砂議員の質問に対する答弁で、健康福祉部長から訂正があるとのことですので発言を求めます。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 午前中、高砂議員が御質問されました新たな健康福祉総合施設を建設することについての答弁の一部の中に、「愛光園、大平園につきましては、土砂災害警戒区域に指定されているため、建て替えをすることができません」という御答弁をさせていただきました。実は土砂災害警戒区域というのは、県の要綱で、県からは土地の制限がございます。ましてや建っている施設が社会福祉の施設でございますので、私どもとしましては制限があることから、建て替えをするということについては好ましくないというふうな判断のもとに、「することができません」と述べてしまいましたが、法的には誤解があるのではないかとということで、この法的に禁止されているわけではないということで、改めて、ここの表現を「土砂災害警戒区域に指定されていることは承知いたしております」ということで修正をさせていただきたいと思います。大変不手際がございまして、申しわけございませんでした。よろしくお願いたします。

---

○議長（安藤 二郎君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後2時53分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年6月14日

防府市議会議長 安藤二郎

防府市議会議員 久保玄爾

防府市議会議員 山田耕治